

第六部 鹿兒島の古文書

松原神社文書

1〔島津貴久書状〕

わさと捻をもちひ候、有あひ申候まゝ、きん一まいしんし候、御用ニ立申候ハ、満足たるへく候、恐々、かしく、

六月廿七日

又六郎殿

貴久

2〔島津義久書状〕

返々我らか心経などのふんにてハ、成不申不及力候、犬
ハくひさうニ候へ共、我らかのほり候へはくい不申候、
このころハはらニ立しかり候て前後亡シテ罷居候、さう
くゝひら田かきりやうをうけ給たく存候、山神ヲまつり
候てしかるへきのよし申候ハ、此方にもまつり候人の候
間、こなたにても分別申へく候、ひら田きねん申へく候
ハ、何とやうにもたのミたく候、いつかた先々たつね
候てうけ給へく候、屋形様御こへ候て目出度申候、
熊用一書候、此比我等かれうの事きゝ不申候、色々分別申
候へ共なまり候て了簡ニ不及候、犬山之事ハ申事なく候、
狩などにてもしゝに相さかり候、其外之せつしやう何れう

もきゝ不申候、余々無心元令存候、かやうの事にハひら田
こう者にて候間、たつねへきたためニ一昨日弥七ヲ遣候へ共
他行にて合不申候、比良田か事ハ則山御神にて候間、もし
くゝ何と様にも分別共候ハ、如何之候事もや候はんすらん
それより人ヲ御遣し候てたつね候て給候ハ、祝着過之間敷
候、いかやうにも山神御なうせう可有子細候ハ、きねん
などもたのミたく存候、又矢さきヲまつり候てよかるへき
よし申候ハ、狩またニツはかりもたせ可申候、かれ是聞相
候てうけ給へく候、頼入候くゝ、かしく、

又六郎殿

義久

3〔島津貴久書状〕

尚々衆中よりハ二日之日之事計ちうしん候、朔日戌ノ尅
之御つう気ハきこえず候、さいくゝ心得申候、
神々御つう気殊勝奉存候、かやうニ御まふり候間頼母敷覺
候、昨日其方衆中より如此之ちうしん候、得其心候、鹿兒
嶋より能々祈念被成候やうに猶々御申候て可然存候、此方
よりハ代参急度させ可申候、自身もかならず可参候、此分
祈念させ有へく候、此堺今程ハ何事なく候、神慮弥々かた
しけなく奉存候、万吉恐々謹言、

六月五日

尅申

大夫

又六郎殿

貴久

4〔島津貴久書状〕

（通）

おとりの就義預書状候、祝着之至候、かの堺とこの候間、夜前ふと義久帰宅被成候、千秋万歳め出度候、其方之人衆もつゞき申候なる、可然候、爰よりハ弓箭も可被出候、万吉かしく、

二月十八日

貴久（花押）

5〔島津貴久書状〕

尚々蒲生よりハ其方へ向九郎うつり定候、音問之趣祝着之至候、於加世田ニ談合事成候て末吉へ上定候、仍かこしまにてうけとめ候する箭をさし出てうけへき覚悟に候間、必月す多ハ彼堺へ可打立候、殊ハ日新より御意見度々及候、かやうの時分ハ用心能々可被成候、恐々謹言、

五月十六日

貴久（花押）

又六郎殿

貴久

6〔島津義久書状〕

態用一書候、仍此比者気分如何におハし候哉、無音非本意

存候、涯分やうしやう可為肝要候、次ニハ其境之はたらき

ハ此節さうニコそ存候へ、我々申上候分者番つかれにて候とて御屋をも御打合なく候、境目よりありくとしたらん

仕役ヲしかく談合候て典厩（忠將）同前以申上候へかしと存計候

を（既肥）ヒニ所々より番衆罷立候間少勢たるへく候、其分別肝要たるへく候、清水へも此分令申候、恐々謹言、

三月四日

義久（花押）

又六郎殿

義久

7〔島津貴久書状〕

其後無音之至非本意候、今度よこ川城戸口太刀打すてにきすを被蒙うへは是非不及候、吉田衆おのく辛勞候、ておひ候もいかやうに候哉、其之てもいか候らん承度候、万吉恐々かしく、

六月廿一日

貴久（花押）

又六郎殿

貴久

8〔島津忠平義弘書状〕

就幸便令啓入候、仍頃者無音罷過候、非本意候、然ハ飲肥立之事ハ来五六日之比と聞え候、此間ハ兵糧籠計之様ニ候

ッ、雖然從 日新様頻ニ御意見候条ハ此度之事ハ兩御陣被
覺悉軍衆被召連御越山可目出之由仰候、仍其御談合最中ニ
候、如此定候ハ、御父子ニ御一人ハ御出張可有候、然共未
尛々候、菟角軍衆可小々罷登事ハ持定と承候、何様尛々之
儀ハ重而可申条令省略候、恐々謹言、

八月二日

忠平(花押)

又六郎殿

又四郎
忠平

御宿所

9 [島津義久書状]

猶々いそぎ候まゝよめましく候、すもしく、

今春御慶重疊、仍只今戌時大屋形様より蒙仰候、此度つゝ
きの事、諸所へ申付候、兵庫頭殿ハむしけしかくなく候
間、御まへより御とゝめ候、さてハ諸軍兵之おほえにて候
又六郎殿之事ハつゝき候て可然之由候、其御分別肝要候、
頼入候、我らもかならず明後日中途まで打立可申候、次若宮
之御たく共候哉、千秋万歳目出度候、万吉々々、恐々謹言、

二月廿五日

義久(花押)

又六郎殿

義久

10 [島津義久書状]

其後者無音非本意候、仍手火箭之口菓入ニつけ候阿せり一
ツ其方へ細工御さ候ハ、作せ給候ハ、可為祝着候、ちとふ
ときかのそミにて候、次弓竹之尻祢竹此比時分さうニ存候
可被所持事肝要候、将又真幸へはじたかの有様ニ申候哉、
内々耳聞頼入候、念仏寺真幸へ御使僧之由承候、左様折節
聞せ候て可然候へく候、万吉恐々謹言、

八月四日

義久(花押)

又六郎殿

義久

11 [島津義久書状]

猶々從兵庫頭殿頻參候之様于今承候へ共、先々此度者如
其方之可参覚悟候、

兼日如申候余々無沙汰之条乍次帰宅之刻可致一礼候、然者
其方之通路等不知案内之間、迎案内者為彼是誰そ一人被仰
付、十二日必々此境へ罷着候者、十三日者其方へ可参候、
為御存知企一行候、期来喜候、恐々謹言、

閏十二月九日

義久(花押)

又六郎殿

又六郎殿

義久

12〔島津義久書状〕

尚々衆盛之事、蒲生ハ別手ニもかまへ候すらんと存計候
しかれ共りん所ニ候ヲ別手ニつもり候へ者いかゞニ候歟
御内義可承候、

態染筆候、仍先度々使者ニ音弓御一ツ持候のぞみに候ハ、
可預之由候ツ、其後色々こそくり候へ共、しかゞ音もし
いたし候ハす候、其弓未しかと候ハ、先々借給候へかしと
存計候、將又為弓矢之諸所衆盛させ申へく候、蒲生之事隣
所之事ニ候之間、その一手ニ可盛せ候哉、社參等ニさへ
不所好ニ候間、別手ニも盛らせ候するや、内義承候ハ、其
分別いたすへく候、又栗野へ立之事何日比ニ候哉、承度候
自然栗野への道具もたせ候ハ、弓之事もしかとめしをき候
へく候事候、恐々、かしく、

七月廿六日

左衛門大輔殿

義久

13〔島津伯圀貴書状〕

松原神社文書

其よりハさいく音信あつかり、是よりふさた申不及候、
あまりかるく敷候へ共、わたミゆひまいらせ候、かさね
てかしく、

潤八月十八日

左衛門佐殿

伯圀

14〔島津義久書状〕

追々この二三日前谷山ニかりいたし候てしゞヲうち一ツ
仕候へ、ふ共よさうニ候ほとにかならず狩ヲとこそ存候
へ、犬のふハしかゞなく候、

便之条染筆候、仍伯有様大すミニ永々御とうれうなされ候、
はやく御參候哉承度候、自然比御參にても候哉、かれこ
れ委うけ給たく候、自然人このころいたつらに候ハ、い
さくの八幡ニ立願候て去月四日ニ參詣申候、然者五日六日
之間おもてヲ心かけ候、あはれくそれよりすくに四日之
日いさくのやうニ小者一人にて御越候へかしと存候、され
共大すミへ御ふさたなされ候ハ、さやうのくかひ事先々肝
要候、公私御返事ニ細々可承候、かしく、

廿九日

義久

左衛門大夫殿 参

此度ハ打立候やうニ憑入候、恐々、かしく、

霜月十二日 義久(花押)

左衛門大輔殿

義久(花押)

15 (島津貴久書状)

追而 正八幡領之事、民部さ衛門尉かへニハ及申さず候、かの神領ハ七八反のやうに承候、尚々尋あるへく候、

左衛門大輔殿

義久

御状之趣得其心候、仍所領之恠可有候哉、不及申候、打まかせて見つくのひ候ハ、義久校量有さうに存候、我等か分別以ちかこほりへゆたん被成候ハぬやうにと申て候、談合あるへき之由返事承候、帖佐・山田ハ清水くりかへに成さうに聞え候、万吉恐々、かしく、

二月十一日

左衛門尉殿

御返事

貴久

16 (島津義久書状)

尚々申候、あかねかほうせ候てたしなミ候らん白鶴の羽ヲ十羽計そめ候するのそましく候こそ候へ、又申候い、(飯野)の口の一ヶ条之義ハさしのひ候とこそ聞へ候へ、

今度之働之事ハ山之拵とをりヲ見せ候する、あさくとしたる打立にて候、然共又四郎殿いつもいらぬ所のしやう気きすきたてヲめさるゝ人にて候之間、その事立候てさやうニ御さなきやうニ申せのよししかくと仰候て可然存候

18 (島津貴久) 書状)

尚々御得心にて候ハ、其より仰付候て給へく候、

新春之御慶重々、仍前日そと如申候弥七左衛門尉一節やとい申度候、ひかしさま召仕たる者にて候まゝ召仕候て以後ハ其方之義次第可進候、たゝし当時用ニ立事共か候らん、承候てさし置可申候、万吉恐々謹言、

正月廿九日

左衛門大夫殿

正月廿日

義久(花押)

追而明後日者早朝御越候様頼入存候、

左衛門大夫殿

貴久

19〔島津義久書状〕

返々したくの事ゆたん有ましく候、扱又先度ハ小山田ニ
打替之事、しきりニおほせ候ツ、其以後分別共いか、候
哉、承度候、比ハ配当之所領相つまり候て領地ヲあけらる
ゝ人々も候時分ニ候、あはれく、おほせなかされ候へか
しと存候、当家之奉公ニ相あたるへくこそ存候へく候へ、
態染筆候、仍 伯圀一昨日如加世田御帰宅にて候、然者定拙
者南方へ可致參上候敷、さてハ貴所以同道參候へと蒙仰候、
九日・十日之間ニ參上と存候、其方も御支度干要ニ候、可
為持聞へく候、次なからい作の馬追などもかと存計候、恐
々謹言、

三月廿九日

義久(花押)

左衛門大輔殿

20〔島津義久書状〕

尚々一ヶ条之事ハ委追而談合いたすへく候、
態用一書候仍去年之比本田衛門尉以山田之事申儀候ツ、

松原神社文書

雖然又四郎殿より被申義候て御くしを申上候、帖佐・山田
へくり替之由申出すへき覚悟候、先々安内令申候、次者来
廿三日ニ番替之事、此比兵庫頭殿も帰りのやうニ聞へ候、
あはれく吉田衆めしつれ自身御立候へかすと存候、頼申
候、自然相替義候ハ、追而可申通候、將又先度之御文に以
横山可承之由候ツ、此方へ丹後など使として狩之義可有仰
事者むやくさうニ存候、此方ニハ今程いれもく連歌仕
計候間、外聞いか敷存候、犬かいえたき音聞へ候之時ハ
むね打さへく計候事候、恐々謹言、

二月八日

義久(花押)

左衛門佐殿

義久

21〔島津義久書状〕

勝久御息忠吉之事、今朝不通ニ申切而候、可御心安候、將
又其方狩江依仕合犬疋を登せ可申候、次者水牛角之事承候、
當時者家景中切物にて候、然共一本たしなミ候間進之候事
候、恐々謹言、

雪月十三日

義久(花押)

左衛門督殿

22〔島津義久書狀〕

尚々犬之事うけ給候、やかて参候、いかゝ候哉、無心元候、誠今春之吉兆尤以目出度、猶更幸甚々々、抑初狩之事御同前令存候、何様面談之時委可申承候、自然者其比忠平お越候ハ可為本望候、万吉恐々謹言、

正月拾一日

義久（花押）

左衛門佐殿

左衛門督殿

義久

東郷家文書

1〔島津忠恒家書狀〕

今度ハ供候て令満足候、然者先度之書物はや相納候哉、承たく候、猶此使可申候、かしく、

青春十日

忠恒

東郷藤兵衛尉

23〔島津義久書狀〕

今度就大隅口働別而被成御辛勞候之由承覃候、殊被得勝利候、千勝万勢候、次者肝付内端依乱屋久丸彈正去十九日生殺之由一昨日廿一向之嶋へ逃者申来候、彼是以祝着之至候、就夫諸篇談合可入時分候、明日茂早々御越可目出候、恐々謹言、

式月廿三日

義久（花押）

左衛門督殿

左衛門督殿

義久

2〔島津忠恒家書狀〕

猶以自筆申候也、態申候、兵法之事兼日申候ことよくく、秘密可有儀尤候今程者みなく、心安き様に覚候哉、免候衆にも不殘教候てハ不可然、此兵法之外別儀有ましきと畏心中よりいよくかんし入迄候、猶口上申候、かしく、

青春十七日

忠恒（花押）

忠恒

東郷藤兵衛尉

3〔島津忠恒久家書狀〕

今度奇特なる事候て丸目一流之兵法見物候、別儀なくいよ
く示現流たのもしく月二日を添候やうに明かになり候、
彼示現流之事、猶々かくし候へてハの事にて候、丸目流之
事も誠ニふかくしきたしなミと聞え候、其心得尤候、も
の語可申候間、早々参候へく候、かしく、

二月廿八日

東郷藤兵へ

忠恒

4〔某書狀〕

態申候、ちさかたなをこしらへ度候、然者尺之事、如何候
て可然と思候哉、尺を書付可給候也、

六月廿二日

—— 東郷長門守

与

(1~4 一巻)

5〔東郷重位書狀〕

已上

貴札具令拜見候、彼岸之御祝言として珍敷一種送り被下候、
忝存候、連歌千句も近日中成就可申候、御小瘡御養生候て御

東郷家文書

指出候ハ、彼一儀成就可申候、又高崎殿書物判仕候、手次聞
書きりくとき合三巻持せ申候、御請取有へく候、恐惶謹言、

二月十四日

重位(花押)

本隼人佐さま

参

東郷肥前守

与

6〔島津家家老連署知行宛行狀〕

引付

高百斛者

右者東郷肥前守殿へ此中八木三十斛ツ、為御加扶持被給
候、右之返地九十石、又十石者此度為加増合百斛可有支
配候、別而御奉公被申間、如此者也、

寛永十一月廿八日

兵部少輔

(伊勢貞昌印)

左近将監
(島津久慶印)

彈正大弼

山田民部少輔殿

(有卷)

高崎伊守豆殿

(有能)

新納加賀守殿

(欠連)

7〔東郷重位書狀〕

猶々爰許へ称敷海月・荒卷二ツ迄被下候、過分至極候、
又々燕飛稽古人衆書立拜見申候、一段と目出度存申候、

六七七

可然御稽古被成候ハ、いか程成とも御指南有へく候、貴台ハ能時分御稽古被成候、今者我等一圓に無伝候、はなしなとも中々不申候、各々表を涯分御稽古迄候、余流極位ニまし申へく候、少も無別儀候、日本国之兵法くらき事なく候、御心やすかるへく候、以上、

其後者不申通御無音罷過候間、是ヨリ可申入与存候処、尊書恭存候、其他御無事之由先以目出度存候、次当流之表稽古之人衆書立被下候、則披覽候、一段目出度存候、入組之儀にも無御座仁へハ涯分御指南尤ニ存候、表ヨ能御稽古候ハ、余流ニ負儀有間敷候、於江戸兩度立合共候、老躰にて無用之儀御座候へとも是非共と所望之仁御座候間、一気味仕申候へ者仕合能候、国本之外聞雖申候、以貴面様子申入候へく候、恐惶謹言、

八月九日

報

東郷肥前守
重位(花押)

8 [東郷重位書状]

〔封紙上書〕

東郷肥前守

岩本清左工門尉様

参 貴報

重位

尊書拝見仕候、一儀聞書之事承候、逐々調可申候、不浅御

執心之由承及候、随分味共申入へく候、御料帑御持進有之、大事成本にて候間、卷本仕候、此方へいか程も御座候、其方之料帑返進申候、近日中調可申候、明朝よりも御隙之時分御光儀有へく候、次第二はなし可申候、恐惶謹言、
神無月六日
重位(花押)

9 [某書状]

思召寄御状難有存候、其地毎日御辛勞之由承及候こそ無比類儀二候、爰元無替儀、若年之衆一儀稽古事々 承及候、我等此頃痰気然々無之候、覚悟之前二候、乍去養生ハ無油断仕候、是ハ大まよひたるへく候、総而ハ子とも取持申二付如此候、肥前守其元へ罷居候、御奉公方油断不申様御異見頼存候、各々御宿所別而御無事ニ御座候、少も御念遣入間敷候、余々其元の御逗留長々敷候間分而御帰宅被成へく候、待申候、我らも何とやら可申候、各々御頼之書物打立 恐惶謹言、

六月十七日

重位(花押)

岩本宗兵衛尉殿

貴報

10 [東郷重位書状]

〔封紙上書〕

東郷肥前守

岩 清左様

参人々御中

重位

貴札具拝見申候、扱者山川へ御逗留候儀不存候て状にても不申入、背本意候、連々一儀之奥之儀御法度之儀候へとも御執心不淺候条、以時分可申入候、當時者先稽古等も止申候間、不及是非候、上方より此月分頃者到来にも有へく候、其時分より稽古初可申候、其節先一段成就有へく候、世間二知不申候様御嗜有へく候、猶々以書面可申候、恐惶謹言、
六月廿四日 重位 (花押)

11 [福町尚助起請文前書]

起請文前書之事
示現類(流カ)ひやうはうきひ他見他言申間敷候、
右之旨相背折者日本国中小神祇別而八幡愛宕之御はつを申かうむり可申候、以上、
如月十九日 福町七郎右エ門
東郷肥前守様 尚助 (花押)

12 [寺由某起請文前書]

起請文前書之事
示現類(流カ)ひやうはうきひの事、御相伝預申候事、恭奉存候、
此上他見他言仕間敷候、
右之旨於相背申二者、日本国中別而八幡大菩薩、愛宕之御はつを申かうむり可申候、以上、
東郷家文書

元和八年
如月十九日 寺田勝介 (花押)
進上
東郷肥前守様

13 [東郷重位書状]

以上
尊書恭存候、先日爰許御来儀恭存候、為御礼罷出候へく候共御他行候条申置候、當時不罷出候、近日中御帰帆之由候間、兵少老可被仰進之時出合頼存候、次右近允一儀御成就一段目出度存候、御舎兄口御執心候儀御尤之儀候、四郎兵殿へ御談合有へく候、其後者涯々様子申入へく候、為御存候、恐惶謹言、
如月十八日 (花押)
有川平右衛門 東郷肥前守
人々御中 重位

14 [東郷重位書状]

尊重恭存候、先日者早々御尋過分至極二候、御夢想之歌扱々殊勝二奉存候、類歌多々御座候、我々も歌ヲ草案申候、明日必々書付進上申へく候、彼一儀気味御増進之様子驚入申候、万々以貴面可申候条、不及細筆候、恐惶謹言、
七月四日 重位 (花押)
東郷肥前守

伊地知四郎兵様

参人々御中

重位

17〔東郷重位書状〕

以上

15〔伊勢貞昌書状〕

〔封紙上書〕
鎌雲州様

御返事

貞昌

伊兵部少輔

先刻者一巡被遊候而御もたせ候花之儀者、一段殊勝ニ御座候間書付候て遣候、將又今晚従下屋敷罷帰かけに御参墓を可仕候間、占富二郎右工門又三吉など可被召寄候、食者此方ニ而たへ候て可参候間、夜中ニ何ぞ粥など可有御出候、是者貴様御伽ニ仕候、少も我等慰ニ者不仕候間、可有其御心得候、恐惶謹言

十月廿六日

貞昌〔花押〕

16〔東郷重位書状〕

已上

当春之御吉慶重量多幸々々、仍御手前御初候哉、承度存候、次者彼村尾正左工門尉殿一儀被成度由候、近頃御辛勞ながら御指南有へく候、少も別儀有間敷候、様子ハ久富半五左工門尉殿にて承候、猶以貴面申入へく候、恐惶謹言、

正月廿七日

東郷肥前守

重位〔花押〕

玆阿尊老

参人々御中

玆阿弥尊老様

参人々御中

正月廿日

東郷肥前守
重位〔花押〕

18〔東郷重位書状〕

川上与兵衛尉

湍辺又左衛門尉

宇都宮長右衛門尉

山口孫左衛門尉

辺牟木利右衛門尉

井手籠三介

伊地知長兵衛尉

右之七人一儀談儀大望之由にて貴老へ引付候へと被仰候間墨付式段まで御談合可被成候、以上、

酉二月九日

東郷肥前守〔花押〕

玆阿尊老

参

19〔東郷重位書状〕

覚

崎元久右衛門尉

酒匂弥六

松永覚右衛門尉

浜田彦左衛門尉

白石弥兵次

萩原勘左衛門尉

今度申入衆
曾木三次郎

同
染河才兵次

同
鍋倉金十郎

同
溝口舍人助

同
前被申入候衆
青山六左衛門尉

鳥丸
亥三月廿二日

右人衆一儀之咄大望之由被申候、御大儀ながら御談合有へ
く候、乍不申二段までたるへく候、次ニ我等事草気なども
出合不申、日々罷出候、近辺御通之時分、御立寄有へく候、
恐惶謹言、

三月廿八日

東郷肥前守

重位（花押）

称阿弥老

参人々御中

東郷家文書

20〔東郷重位覚〕

覚

野元佐介

有馬休右衛門

児玉喜之介

折田伝介

伊東源右衛門尉

三坂次右衛門尉

以上

21〔東郷重位覚〕

覚

染川善左衛門尉殿

大迫喜右衛門尉殿

上野大藏丞殿

財津左伝次殿

染川木工左衛門尉殿

亥

四月二日

東郷肥前守（花押）

称阿弥老

参

22〔東郷重位書狀〕

追而 御前之出合能様ニ御取合奉頼候、竜伯様御氣相もいま分にて御入候ハ、被召立へく候、目出度事此上有ましく候、以上、

御無事ニ御上京被成候哉、目出度奉存候、

一 諸大名衆へ御立合一儀被遊候やと心遣候、

一 御船元 野太郎右殿にて被成 御意ごとく示現流御許之人衆へ出刀切味大方談合申候、皆々秀次第かきりなき由被申上候、

一 又吉様御兵法拝見仕候、一段見事に被遊候、御許之手数之内御不合懸之分細々申上候、殊之外御得心にて候、

一 竜伯様御不例気大事入御なされ候而、我々式迷惑及申候、然者昨日よりちと御氣もかろくおハしまし候間、今分にて入御候ハ、可被召立候、扱々目出度事此上有ましく候と上中下共祝言申上候、

一 ミやこの数寄之様子涯分々御覽覚被成候て御下向有へく候、爰元にて稽古申へく候、

一 かこしまいつれも御無事に入御なされ候由承及候、是又御心遣入ましく候、定而今月中ニ御下向たるへく候条以貴面万々可得尊意候、白七介殿・くほ七兵殿・大稲殿

いづれもく若衆中へ御心得奉頼候、以上、

六月六日 東郷藤兵へ 重位（花押）

田中弥阿老

参人々御中

23〔東郷重位書狀〕

覚

法元孫太郎

三代宗右衛門尉

藤井助四郎

林鐘六日

右三人一儀咄望敷由被申候、涯分可被成候、為其一書如此

二候、以上、

亥六月六日 東郷肥前守 重位（花押）

弥阿弥老

24〔東郷重位書狀〕

封紙上書

東郷肥前守

弥阿弥様 参人々御中

お

急度申入候順風能出船申候、従上方細々申入へく候、弥十郎事万事頼存候、次佐土原四郎右衛門尉殿一儀稽古有度由貴老へ引付申せとうけ給候条書中如此候、涯分御熟談尤ニ存候、若衆御稽古疎略ニ無之様御下知可有之候、又猿掃部

様・神戸五兵様・日監物さまへ御心得頼存候、恐惶謹言、

六月七日 東郷肥前守(重位)
(花押)

25〔東郷重位書状〕

覚

郡山衆

有川少左工門尉

成尾万右工門尉

同 同七介

小山田衆

竹下徳介

むかさ衆

日高与竜

亥ノ九月九日

右之人衆一儀稽古有度由被仰候、以誓帑御談合尤ニ存候、

以上、

亥

九月十一日

東郷肥前(花押)

田中弥阿弥老

参

26〔東郷重位書状〕

尚々其元御手前御奉公肝要ニ存候、貴老御孫様へも御奉
公御油断無之様御心得可被下候、貴老御屋敷近辺罷通之
砌ハかならず見舞申候、御屋作見事ニ首尾申候、御内肝
煎之儀、誠ニふしきにて候、それよりも御礼能々可被仰

東郷家文書

候、我ら孫共興行一儀仕候ハ、涯分御指南有へく候、少
も私之儀有ましく候、表なども貴老むかし御稽古御辛勞
被遊候、其旨少も違不申様御指南有へく候、種々人之利
口私之儀を被成候ともそれにかまひなく昔之筋召通り有
へく候、此度因州さま御文にもまこと有之歌にて文を被
遊候、然者たくミ事ハ悪かるへく候、以上、

其後者御左右不承候、定其地御仕合所残有之間敷候、目出
度奉存候、若出合共候ハ、可然様に御取合所仰候、此方貴
老御家中一段御無事ニ御座候、少も御念遣入間敷候、爰元
堀より上ニ大火事候へとも御屋敷ハ少御念遣無之候、貴老
様あたりもさハき不申候、川上因幡守様彼一儀之文ヲ被遊
候而被下候、扱々御文牒と申古事なと面白引被成候、前之
大竜寺被遊候二ツ之文より面白とて皆々当流執心之衆者書
写被申、誠ニ寄特成儀難申尽候、我等ハ殊之外草臥申候、
此後彼一儀私事無之様御南指_{下上}尤候、恐惶謹言、

卯月五日

東郷肥前入道

重位(花押)

本田伴兵衛尉殿

参人々御中

27〔東郷重位書状案〕

御懇札具拝見仕候、誠ニ以忝奉存候、旧冬出合共ニ而寺領
之時分両度預尊書、過分至極候、則被召出如前御奉公仕候

本望存候、貴老様御筋氣此頃如何様御座候哉、時分柄と申、御養生御油断有間敷候、次ニ上様其節御通路御息様御差出被成候而御仕合共無残所由其聞得候、御大慶此上有間敷候、殊之外御盛人之由承及、一段目出度存候、將又一儀撰州老(喜入忠政)於宿所被成始候、年罷寄見物罷成間敷と申候得とも是非共御意有之候間、罷出見物申候、昔各之被遊候ニ相替若手之人数手前ぬる候、我ら存生之内さへ最早いな物ニ罷成候、後年者形も有間敷候、草の陰ニ而心気晴事なく成仏不定迷惑ニ存候、古手之入衆六七人召仕候、ちと氣茂晴レ万々以貴面可申入候、恐惶謹言、

二月七日 東郷肥前守 重位

大野左近将監殿

参事報

(16 ~ 26 一巻)

28 [堀某外三名連署書状]

覚

一 東郷重位老事次男之故知行少も無御所持、自分之御堪忍候之処、於京都示現流兵法相伝被成之旨、中納言様入御耳、被召出被遊御相伝為御師匠、別而難有儀共為有之由候、依其御知行度々拝領御座候事、

一 重位老、肥前殿、藤兵衛殿迄三代者当流首尾能御相続

二而、中納言様・大隅守様・薩摩守様・修理大夫様被遊御相伝、別而御信向之御事ニ候、諸士弟子衆茂可為数千入候、何れも尊敬ニ而無比類兵法江戸并他国へも無其隠候、藤兵衛殿未男子無御座候、乍然向後出来可申与存候又者養子をも可披成候間、後年二者相伝可有之候得共、可為中絶儀笑止ニ存候、就其染川長兵衛殿器用ニ被仕由候条、弥被掛心候様ニ被仰渡御指南御座候而藤兵衛殿後見ニ御取立、後年藤兵衛殿家ニ相続有之候様ニ御心得肝要ニ存候、重位老事兵法故ニ御取立、御高恩之一筋ニ候処、致中絶候得ハ非本意候、我々迄残念ニ存候事、

一 長兵衛殿儀身上逼迫故、内儀をも養兼ね門より井手籠新左衛門殿へ被遣置候処、当四月暇を為被出由候、長兵衛殿者当日、武五郎右衛門殿より朝夕を被相続由候、右之仕合ニ有之ニ付、染川殿跡職被続儀難成候条、養子違返候而田舎之栖をも可仕由ニ候、彼養子之儀、源之丞殿へ藤兵衛殿方東郷惣兵衛殿を以被仰入候刻、斟酌ニ被存候へ共、後年ハ知行三拾石可被遣由被仰断、又者銀壹貫目被遣、落着之由惣兵衛殿被申候、如御約束之高三拾石被遣、身上落着御座候而可然候、右之外ニも、御加勢御座候ハて不叶儀者御心付可有之候、菟角藤兵衛殿方可被

添御心儀と存候、左候へハ長兵衛殿最前川上十郎左衛門殿養子之刻、此中之内儀彼方ニ而縁与有之候得共、十郎左衛門殿方離別ニ被申、家村長右衛門殿息女縁与有之候、然処川上殿養子違返以後、肥前殿方井手籠殿江被仰斷、重而縁与有之、最早子共御座候、如此之一筋二候、又者子細も無之由候、然時者内儀事立帰被遂夫婦可然存候事、

右之旨内々承、笑止ニ存候、我々事対御方無別心候、世間批判も如何二候、依其存寄申入候、於御納得者満足ニ存候、已上、

戊六月八日

堀四郎左衛門〇(印)

別府式部左衛門(花押)

東郷喜兵衛(花押)

和田讃岐

東郷藤兵衛殿

29〔東郷氏支族系図〕

東郷氏支属瀬戸口系図序

東郷実乙就予修撰系図、夫東郷氏本出

桓武天皇之裔、太郎光重之男日武藏権守実重、実重初来于

本藩、領薩之東郷、因氏焉、実重六代曰太郎左衛門尉氏重

東郷家文書

氏重之長子曰四郎重勝、重勝不嗣世統、次曰薩摩守右重、承世統、次曰右衛門佐重将、次曰三郎次郎、祢瀬戸口氏、此則瀬戸口氏之祖也、三郎次郎戰死而無嗣、庶弟九郎統兄之後、自是至世々連綿本支百世、子孫後多改東郷氏、肥前重位亦其裔也、而実乙藏古譜二卷、共世系不接統、詳畧有異同、又抛日記、天文二十三年乙巳九月 太守義久公攻隅州岩劔城、此時瀬戸口藤兵衛勤御幡役、以年次推之則疑、是重位之父也、雖然家乘之所載無所徵、故並不取之、敢不妄誣爾、夫載籍損壞猶無所考信、何必実乙之系図、往々而皆然、蓋以不知為不知、既出于聖訓、故至重位上世則姑闕如、以俟後之識者云爾、

天明二年壬申十一月

本府太史本田親礼撰

印 印

平姓

東郷氏支族系図

〇重位

弥十郎、藤兵衛、長門、和泉、越前、肥前隠居之

後亦自称重位、

〇永祿四年辛酉誕生

〇天正中

太閤秀吉公掘起乎関西築聚樂城於京師而朝四方之侯伯、此時我 義久公亦朝之、因留滯歷年矣、重位亦從公在京師、當此之時有一道人、自關東來而談劍術之妙有味、重位亦自少壯好學擊劍、因就道人受其技術、實天正十六年戊子六月也、而朝習暮思大得其妙理、於是道人亦感重位之技之速詣其奧義、同年十一月遂授所伝無余緼之印可也、号其技曰天真正自顯流、道人始曰赤坂雅樂助 初称弥九郎、後為僧称善吉和尚 年丁卯生於常陸国、慶長七年壬寅九月五日死、享年三十六、法名閑翁善吉大禪士、京師天寧寺四世之住僧也、和尚受此流于金子新九郎、新九郎受之十瀬与三左衛門、与三左衛門參籠於常陸州梶取大明神得神助而実始此流也、

○重位得此術独自秘而不致輒授人、雖然有其実者其名不可掩也、終達 太守家久公之間、慶長九年甲辰二月召重位試技、有東小太郎者、業待捨無二劍、此時公師之、使重位对之、重位操木刀直擊仆之、既而召重位於 御輿、以木刀与重位、公自持白刃臨之、重位对之自若神色不変、公大感之、以此日所佩之副刀 治工薩州住藤原氏房長一尺六寸二部刃之中彫南無大悲觀世音菩薩之九字、手自賜重位、賞其技之到妙所、又賜御盃辱使重位為 公之師也、重位

年四十四矣、自是頗蒙恩眷焉、

○慶長十九年冬 前右大将秀頼卿集天下亡命之士拋撰州大坂之城、与

大相国家康公相拒、我 家久公亦応

大相国之命出帥、十二月五日 公之軍至于日州美津時武井利兵衛齋 秀頼卿之書、來於美津本陣徵兵、公不応、使重位且別府信濃景親縛之、又遣景親護致之駿府也、

○重位侍 義久公 義弘公之 御前者数也、或 兩公書所自詠之和歌以賜之、一日義弘公召重位口命曰、汝以自顯流授 家久公、家久公亦篤信此道既久矣、今也猶有得意之態、实是汝之力也、賜之以賞、汝之功乃賜来国光 九寸五部之短刀、

○家久公參謁于江都、將至于伏見、遡河在舟中、時本郷伊豫義則、重位侍舟中、公之舟独進而從者之舟未及、与加藤肥後侯之臣某等之舟相過、某等之舟所繫之繩將凌越 公之乘舟之上、舟子切為兩截、某等大怒出舟中上陸、奪取 公之乘舟所繫之繩以自陸引之、以迫近之也、事將及危殆、重位乃出舟中直向之、公止之、既而從者之舟悉追至焉、竟事不至于危難也、

其夜至于伏見則召重位曰、今日之事幸不及難也、如不得已則衆寡不敵、公之意既決、當視其渠魁之者擊而殺之也、重位乃応 命曰、如臣等更無他意、隨手而悉燈之爾、奚暇擇敵者乎、於是 公大感即賜副刀一口、治工関禪定兼吉長一尺三寸、刃之中影蓮之花 因、命曰、此副刀能堪斷剛、公平日所自愛今賜之、宜延而伝子孫也、後當肥前重利之時 嗣君綱久公好利刀、因 命獻之、無幾 嗣君薨于江都、及大漸禱病于愛宕神、納之祠中、歷年後伊勢十兵衛貞秀請神藏于家云、

○元和八年夏重位在于江都、柳生氏之高弟福町七郎右衛門・寺田勝介來請立合、重位固辭再三、遂不得命矣、因就国老伊勢貞昌問此事、如何、貞昌聽而許之、乃重位執木刀對之、兩人亦執木刀相尋進、重位皆擊仆之、兩人大服其能、即奉盟書為重位之門人、其盟書伝于今、福町氏者重位所擊之癥痛而經三日死云、此事達 家久公之聽、公深感悅之賜副刀治工備前一口、以賞之也、

○三原伝左衛門重隆就天流鎗術之師得其技之妙所、百無一失、家久公令重位試對之也、重位雖辭讓不得命矣、乃立執木刀對之、伝左衛門一不能中于重位也、

公亦大感悅之、

○当 家久公之時乱世之余習未除、是故凶暴叛命之徒頗多焉、公命重位或有就家擊殺之者、或有遇於途殺之者、其多至于十數人矣、重位一莫所誤也、其中橋口小藤太為凶暴之最、遣重位且鎌田左京政德往擊之、賜重位以則光之利刃、重位以此刀立擊小藤太仆之、其刀之利無并比者、以事聞于 公、因又 命令還之也、

○補坊泊地頭職又賜宅地一区於 御城下、二反三畦十七部半

○家久公年或二或三 光臨重位之家、又賜田千石、重位有所思、因拜賜其中四百石以六百石還奉之也、重位老退之後 公時臨有 命、賜田百石以為余年之供養、其恩眷之渥至于如此、

○当重位生前 家久公使画工図画其形、公親書重位所詠之和歌及其法号為掛物、以賜之、使子孫每歲首會徒弟始習技之日掛之坐上以伝無窮也、今年首所掛於壁上則是也、

○重位年八十三病篤、太守光久公自 臨候之、重位雖甚衰、已改衣服將出臥内拜之、不能起行、故重位臥床蓐、親戚持床蓐出之於 御前、有懇命之至又談此

流之深秘、公諾、因奉獻信國之副刀一口、其曉重位死、于時寛永二十年癸未六月二十七日法名能学俊芸菴主、葬于府下南林寺、

—女子

為北郷次郎兵衛久利之妻生一男後離別、

—女子

和田讚岐正貞妻

○重方

弥十郎、藤兵衛、肥前

○慶長九年甲辰誕生、月日不
可考 母松木伊豫女

○重方亦授受乃父之原流以授從弟、光久公亦自壯歲之時召重方習練之、時或 臨重方之家如 先君家久公之時云、

○為町奉行・郡奉行、且補父子相繼坊泊地頭職、

○重方之為郡奉行、此為郡奉行之始也、此時邦内田野不開、土地荒蕪、故雖 御判物之高猶損十萬石焉、

重方為郡奉行勤勞、墾田無幾田野大辟 御判物高全開墾而別剩二萬四千余石、是重方之力也、於是 光久公召重方於 御前、賜享応、且賜田二百石以賞之、

此間実自慶安二年至万治元年、

○重方有宿志創建小寺、安善吉和尚及重位之牌于此、門人及其余之人士附助之者若干人而取重位法号之字号能学寺、在府下武村之内、其寺今見存矣、

○万治二年己亥八月七日死、享年五十六、法名雄山州英庵主、葬于南林寺、

—女子

堀田郎左衛門興延妻

○重利

弥十郎、藤兵衛、肥前

○寛永元年甲子誕生、月日不
可考 母別府主殿重芳女

○奉事 光久公 嗣君綱久公且得重位以来所伝之原流以奉授於 綱久公 公時或 臨不異乎先時也、亦恩賚頻至其中、拜賜備前兼光之御刀一口、

○為御兵具奉行吟味役、

○転補坊泊・内之浦・羽月・野田・隅州山田等之地頭職、

○元禄三年庚午五月二十四日死、享年六十七、法名天柱明真庵主、葬于南林寺、

女子

川上久右衛門久峯妻

○母同上誕生年月不可考、

景吉

大藏兵衛

○寛永十三年丙子十一月五日誕生、母同上、

○為酒匂利左衛門景明養子、

女子

伊勢六郎左衛門貞增妻

○母同上誕生年月不可考、

重貞

与八、兵衛、彦兵衛、仁兵衛

○寛永十六年己卯誕生、母同上

○為武宮内左衛門重宗養子、

重次

善助

○寛永十九年壬午誕生、母同上、

○延宝六年戊午七月三日死、享年三十七、法名了山龍

心居士

女子

初嫁猿渡仲右衛門信高、後去再嫁中江八右衛門貞

時

○母喜入休右衛門久守女誕生年月不可考、

女子

福屋助左衛門兼貞妻

○母同上

女子

○母同上

女子

本田次太夫親興妻

○母同上

女子

五代舍人友保妻

○母同上

○實滿

初重治、彌十郎、藤兵衛

○寛文十二年壬子七月七日誕生、母同上、

○延宝八年庚申二月二十八日初拜謁 太守光久公献御

太刀馬代二種一荷、高崎四郎兵衛能冬為奏者、

○為 太守綱貴公之御側御小姓、後免、

○実満壯歲之時遇家之不造、僻処乎辺土、宝永二年乙酉九月二十二日有 命賜御切米三十石、且宅地一区於府下而作習技之場屋以賜之也、国老川上式部久重使高橋七郎右衛門種周伝之、同十一月二十八日經始十二月二十八日習場且居室成焉、実今所居天神馬場宅地云、翌年正月五日有習技始、因 命国老島津大藏久明鑿臨焉、

○宝永七年庚寅五月九日 太守吉貴公召実満於築地茶亭、欲 上覽我技術、於是実満詣于茶亭、白燕飛歷次至初段二段為之、以備 御覽、亦因家例献樽酒且御肴、奉謝之、国老島津將監久当・比志島隼人範房召実満有懇諭之言、且於 御前賜御通酒所携之門弟六人并賜御通酒、

○享保十六年辛亥十一月十一日 太守繼豊公亦有 命召実満於同所、有当流之 御覽、実満携子弟且門人數輩詣之、各為燕飛、二男実勝独代乃父之老至二段目為之、実満於終為持掛長木刀二段之中剪之打爾、此時有 優命從輕、献御肴一折奉謝之、至実満及門人悉賜御通酒、

○享保十八年癸丑九月十日死、享年六十一、法名物外院一運良機居士、葬于南林寺、

位照

初重矩、彌十郎、長門之助、藤五左衛門

○元禄七年甲戌正月二十八日誕生、母比志島孫右衛門義時女、

○宝永六年己丑十二月十八日献御太刀馬代二種一荷、奉拜謁 吉貴公、掘甚左衛門興昌為奏者、

位照雖為嗣嫡有故不承家之統、

○安永九年庚子五月十日死、享年八十七、法名奇鋒院達道伝心居士、

実勝

藤十郎

○元禄十二年己卯八月十四日誕生、母同上、

○宝曆六年丙子四月二日死、享年五十八、法名法元院義山良勇居士、

俊方

後藤左衛門平六

○宝永三年丙戌五月二十四日誕生、母二階堂源右衛門

行家女、

○為伊集院為兵衛俊陳養子、

(張紙)「寛保元^辛西八月晦日死法名大雲全海居士」

実賢

(張紙)「初藤弥左衛門後善助」

○宝永六年己丑五月十一日誕生、母同俊方、

○安永九年庚子三月二十五日死、享年七十二、法名諱良院自參觀然居士、

長兵衛

(張紙)「山伏之名長山上同大長」正徳五年乙未七月八日

誕生、母上同、

○実昉

弥八左衛門・藤右衛門

○正徳元年辛卯七月十日誕生、母竹下覚右衛門種昌女

○祖父実滿請以実昉為嗣、享保八年癸卯九月二日国老

島津木工久武下 命使村田九郎左衛門経武許請、

○享保十三年戊申八月十五日猷御太刀馬代二種一荷、

奉拜謁 繼豊公、鎌田源左衛門政昌為奏者、

○同十八年癸丑十一月四日国老樺山主計久初下 命使

小林中太兵衛政一、承祖父実滿之後、同十二月十三日猷御太刀馬代二種一荷、奉拜謝之、島津求馬久教為奏者、

○宝曆三年癸酉十一月八日 太守重年公於御広庭茶亭

今改外 初 上覽当流、実昉率門人若干人奉備上覽事

同祖父実滿之時、

○明和二年乙酉九月十七日 太守重豪公於同所有上覽

事同宝曆三年之時、

○安永四年乙未八月六日請隠居、

○実乙

弥十郎、藤兵衛

○元文三年戊午十月七日誕生、母野村勘兵衛良昌女、

○宝曆二年壬申五月二十八日猷御太刀馬代二種一荷、

奉拜謁 重年公、桂太郎兵衛久中為奏者、

○安永四年乙未八月六日国老喜入主馬久福下命使村橋

左膳久昌、從父実昉之請為家督、同十月十五日猷御

太刀馬代二種一荷、奉拜謝之、島津又七郎久実為奏

者、

良貞

藤五郎、源右衛門

○寛保元年辛酉七月十五日誕生、母同上、

○為川崎源右衛門良記養子、

実辰

弥八郎

○寛延三年庚午十二月十五日誕生、母同上、

実與

善十郎、弥十郎

○明和五年戊子八月二十二日誕生、母佐多休左衛門直

矩女

○安永八年己亥八月十五日献御太刀、馬代二種一荷、

奉拜謁 重豪公、新納四郎久宝為奏者、

実

小藤

○安永二年癸巳二月二十九日誕生、母同上、

女子

〔安永四年乙未十一月二十一日誕生、母同上、〕

葉丸家文書

1 (加増目録)

加増目録

薩州伊集院之内福山村

柵屋敷

高拾六石壹斗九升七合

清藤村
浮 免

高四石壹斗六合七勺

惣合二拾斛三斗

右知行為加増被宛行者也、

慶長六年

三月十八日

比志島紀伊守

国貞

鎌田出雲守

政近(花押)

平田太郎左工門尉

増宗(花押)

葉丸壹岐守殿

2 知行名寄帳

知行名寄帳

菓丸刑部之丞

高江塚崎村之内

新五左衛門尉屋敷

男二人
馬老疋

屋敷式畦廿四歩

二升四合蒔
大豆老斗一升一合

新五左工門尉

河はた せ五ッ

下田一段老畦拾歩

九升五合蒔
初五俵三斗三升

与左工門尉

堀田 同一ッ

下田老畦十八歩

老升五合蒔
初二斗二升四合

同人

中田老畦四歩

八升七合蒔
初六俵二斗一升

与左工門尉

鏡 同十六

下田二段六せ廿歩

二斗二升四合
初十四俵二升四合

同人

松ノ本

下畠一段二畦廿四歩

老斗七合蒔
大豆老俵一斗五升二合

同人

下河辺 和田之門ノ内

下田六畦

粗一俵二斗老升三合 甚六左工門

せうき田 せ十五

下々田二段十六歩

老斗七升一合蒔
初五俵老斗二升四合

又十郎

牟田崎 同廿

下々田二段五畦六歩

式斗一升一合蒔
初三俵三斗三升六合

同人

同所 同三ッ

下田老畦二歩

八合蒔
初九升八合

同人

のなか田 同廿七

下田二段七畦十八歩

式斗三升蒔
初十俵二斗八升式合

同人

合初大豆五拾老俵老升

内老升八過上

高二シテ拾七石

右知行其方親父老岐殿庄内加増取渡二付、今度被給之由

依被仰出令支配者也、

寛永元年

十一月十七日

鹿兒島 御支配所 □ (印)

3 (示現聞書譬諭奥書)

示現聞書譬諭

(畧)

右一卷雖為秘密、任御懇望進覽之、聊他見有間敷也、若後

年当流執心之仁於有之者以誓紙之旨御免許尤候也、

寛永三年
二月吉日

東郷肥前守
平重位(花押)

藥丸大炊兵衛尉殿
参

4 [藥丸伴左工門覚書]

覚

一 ひやつこのいなり 一 むすひ

一 ちんしのいなり 一 むすひ

一 つるきのれいの大興寺

一 地藏堂の産押のしん、あたこ、いつな権(現)□右者肝付若

宮先祖山伏ヲ□其たより有之候ニ付、地藏至□押のしんニ(堂)

八月く廿四日ニふつ□可為事、其外者霜月吉日次第ほうりにて候、氏神祭り可申事、末く少も油断申間敷事、

藥丸伴左工門

寛永十六年卯五月十七日

5 [東郷市左工門証状]

書物

高頭三十五石

山ノ口花木村之内

諏方門

右者此節永代ニ壳渡申候目録掛銀之しち物ニ出し置申候間、今明日中ニ取寄可進候、銀高四貫五百八拾五匁之内先銀貳貫目儘ニ相受取申候、目録持進申次第先壹貫五百め御持進可被下候、知行差分二人被遣、永損地共御座候ハ、則銀子返進可申候、為其如斯ニ御座候、以上、
天和貳年
戌ノ

五月廿七日

高主

東郷市左衛門〇

証拠人

長谷場膳兵衛〇

右同

東郷源四郎

藥丸刑部左工門殿

6 [野太刀自頭流掟]

野太刀自頭流

掟

一 稽古所之儀此節厚以 思召御造立之上御引渡相成候付而者出席之人數行儀正敷律儀相嗜第一忠孝を本とし武芸可相励事、

一 他流を批判し且雜言等いたし一切猥ケ間敷儀無之様相守、尤楽書又者柱其外江少たりとも疵付候儀いたし間敷

候、万一不守之人於有之者出席致遠慮候様一同より可致

藥丸老之助

沙汰事、

- 一 出席之上劔術相始候節者無行儀無之様拔より相始三四人少、順々繰廻無油断可致稽古候、左候而相仕舞候節者木刀并助木等格護方等勿論、足跡等全不相知様致掃除、尋常ニ可致退出事、

但諸生之内者五拾篇以上不致稽古人者星帳相記間敷事

- 一 稽古中湯水吞候儀一切無用之事、

- 一 諸生之内致出席候而茂為差知痛所等有之、不致稽古人者黒星可相記事、

但諸生之内痛所茂無之不致稽古人者出席可致遠慮事、

- 一 稽古所明占方之儀諸生之内者両三人出席揃之上明方可致事、

- 一 銘々自分木刀持參ニ而可致稽古候、若不持合候ハ、無案内他人之木刀借用いたし間敷事、

- 一 助木無之節者本敷之儀時々之吟味次第屹与可差出事、右之通相定置候条堅固可相守候、万一不守之人有之及見聞候節者出席致遠慮候様不差置、一同より可致沙汰候、仍条々如件、

元禄元年子十一月四日

藥丸半左衛門

藥丸家文書

7 [藥丸刑部左衛門置文]

書置

- 一 萬事御奉公方入念可相勤事、
打立之事、

一 惣様皆中ニ而可相調候事、

一 鑓荷付馬尤刀大小堅持せ有間敷候事、

一 野ふせ東堂へ錢壹貫文、いのへ三百文、

平供へ八百文ツ、

元禄六年西五月十六日 藥丸刑部左衛門（花押）

藥丸長左エ門殿

8 [喜入右衛門書状]

昨朝菌田長右エ門殿まで申進候、御自分一流を従先年相伝申度内存候処、何敷と押移候、当分幸隙にて居申候間、咄を茂承度旨申達候処ニ心易御納得候て大慶不少候、来ル廿日吉日ニ而候間、御成まち入申候、剋限之儀者追而可申進候、尤ケ様之相伝ヲ受申事候得者、誓紙可致と其覚悟致候、昨暮七右エ門殿よりも被為達候へと申置候、誓紙之前書案

六九五

廿日よりうち被遣可給候、旁御礼を茂為可申達如斯候、以上、

閏二月十四日

喜入右衛門

菓丸怒睡老
参

9〔島津久通書状〕

幸便にて申候、然者先日黄糸三斤程望之由申候、其状相届候哉、如何承度候、成事二候ハ、急用二候間其心得二而遣可有候、三斤調かね候ハ、先一斤二而も越可有候、随而者さよミ布之儀も右ニ申進候様二候、急用二候間其心得二而先一二正成共越頼入候、将又其許へ有之材木之儀下直二成共揚候様ニ申候、弥其分ニ存候間三郎右工門方ニも肝煎候様ニ相談尤二候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

嶋図書

六月十九日

久通（花押）

菓丸刑部左工門殿

玉安下

10〔山田有栄書状〕

一書 令啓入候、然者先月鹿籠へ参候唐舟、五日以前二爰

元へ致漂着候、右舟之警固衆今日迄ハ爰元へ無着舟候、直ニ其地へ参候哉、又ハ順風悪敷候、未無出舟事も候ハん、爰元へ無着岸候、然処ニ唐人衆当地へ長々罷居儀、其元之相場時分違ニ罷成、萬事ニ付迷惑申由遮而申候二付小舟申付爰元衆中橋口次左工門・石城弥市右工門差越候、首尾能相濟候様ニ御肝煎可被成候、恐惶謹言、

山田民部

八月十五日

有栄（花押）

菓丸刑部左工門様

人々御中

11〔古文書写控〕

（前欠）

（一）罷出之由 御両殿共ニ御指出之上者、弓箭者不可然之由被 思召候、其故者御料人様・又一郎殿様為質人指出御申候、慮外之扱共仕候てハ即御敵たるへく被思召候すと被仰出候条、不及力出頭相定候、下城之分申達候、万吉恐々謹言、

新納武蔵守

五月廿四日

忠元判

土持大膳亮殿

右忠元自筆之状大膳亮子孫土持大衛所持、文化十五年正月

廿五日本書を以写之、

(二) 猶々

度々御状被下候、誠ニ忝奉存候、我等事先月罷出如早晩御奉公仕候、可易御心候、又書物之儀承候、無失念調進上可申候、次其元へ若衆たち御心得玉ハるへく候、御息さま御手前被遊候を拝見申度候、爰元ハ大隅守殿儀ニ付一儀今程用捨之趣御座候、定此月末より稽古可有候歟と存候、又唐津之中江新八殿子息去年十二月しあひ被仕候、両度打勝申候後者、白刃ニ而しあひ、相手をしつめられ候、名譽仕満足申候由此比新八殿状をつかハしにても当流面目九州への外聞ニ候間聞せ申候、恐惶謹言、

東郷肥前守

六月六日

重位判

二礼佐渡守様

(三) 如尊書昨日者善吉和尚御忌日ニ而候間、水なと手向申

候、只今は見事成一種送給御志不浅候、次昨夕助七郎殿御手前拝見申候、扱々御器用之儀驚入申候、無双之御上手にて御入候半と存事ニ候、将監殿・十左エ門などの模

葉丸家文書

様ニ候、御稽古さへ被遊候ハ、後々ハ御上手たるへく候、我等跡ニも可思召合候、何れも若衆手前拝見申候、さりとてハ能御指南被遊奇妙ニ存候、夜前如申入候余リ木刀越申候、是一ツ笑止ニ候、意ハ識ニ伝へ、識ハ心ニ伝する事秘密習ニ而候、無心にしてつよく切出、内ニ意ニ伝へ、識にてよやく切出、内ニ心ニ伝へつよく切出す、是当流之題目ニ而候、能々此道をも示被成候て末世迄も無相違様御指南尤ニ存候、恐惶謹言、

九月六日

重位判

本隼人佐殿

東郷肥前入道

(四) 尚々晋州川を限被打せ候、横一里豎四里ハ目つきハ切

ふせ被成候、誠ニ何にもたとへかたく候、諸人も日本高麗豊後衆崩、仙石崩、高江嶋原よりも是様成事者似たる事もなきよし物沙汰候、一人ニ而三十人又二十人又一人二人不切人ハ無之候、扱又人々小者共しろかね之百目式百目又十匁廿匁ツ、不取者もなく候、乍去我々ハ一分も取不申候、夫之者百目式百目取申たる由与所より承候得共、かくし申候間、さすかにおし取ハ不被仕、人足おとり不弁の躰ニ候、おのくの懸御目度候事御すいもし可

六九七

被成候、此分寺主馬佐・宮式部少・新山市兵・新伝右・松田監いづれも御心得可有之、扱又辻助兵思之外死去ニ而候、

其後不申通候、然者今度泗川御城江唐人廿万程ニ而相懸仕寄を仕、本口江十丈計詰、石火矢など被構候処、御城より切出被成候、左候へ者塩入之口積入ことく御切出被成候間追崩く、及四万被打取候、誠前代未聞三国之御覚へを為被成由諸陣よりも御祝見候、去十一月ニ志摩守殿・摂津守殿・梁川殿御着見迄打被成候、死體共御見舞、以之外御褒美ニ而候、夫より唐人方より以書状無事之儀申来候、依夫掛引取口候、然者今日廿八日質人可出由相定、都之様ニ罷越候、可相明候哉、于今不知、自然之儀調候ハ、年之明暮ニ茂帰朝可申候、其砌可申承候、恐惶謹言、

高麗泗川より

長崎六郎右工門

慶長三年戊戌

十月十八日

大隅浜市ニ而

安樂大炊助殿

人々御中

成事ニ候而も迷惑御察有へく候、以上、

右直書大炊助子孫国分郷土安樂助右工門所持之以本、文化十五年正月検見崎氏江写取候以本、又々写置なり、

(五) 地方検者定救助

田原彦七

右者去々年七月志布志於月野村、同所之常右工門より不慮ニ逢打擲相手逃去、後達而常右工門在家承付候ニ付而ハ早速差越相当之取計可有之候処、無其儀身分不相応之至ニ付、役儀被差免、屋久島居住被仰付候間、此段申達候、以上、

二月貳日

島津縫殿

郡奉行

右文化十三年被仰渡候御書付なり、

慶長三年之書状と武備之雲泥をみるへし、

(六)

遠寺江蟄居

竹内大六

右者去々年十月出水表溝下見掛為検者差越居候処、夜中何者共不相知旅宿江踏入狼籍いたし候節、其場之次第不束之聞得有之、剩其節之成行取繕遂披露、再応糺方之上有筋申上、旁不相応之至候、依之役儀差免、右之通遠寺江蟄居被仰付候、

右文政二年卯八月廿九日被仰渡候由、

右田原を打擲いたし候常右工門儀ハ当日八ツ時ニ其所
之竹内を狼籍打擲いたし候者共、

(以下二行抹消)

(七) 季春十七日 島津忠恒久書状

(八) 二月二十八日 同

(九) 二月七日 東郷重位書状

(右三點東郷家文書ニアリ、省略)

(一〇) 手形

人躰式百廿人

一番立衆

大口衆中

出水江今月九日可被相揃候、朱書之由、

右嶋原為加勢可被差立候、分限之衆者人数成次第、無足
之衆者三人間ニ夫耆人ツ、才覚を以可被召列候、質後日
可被給候、鹿兒嶋持合之知行所之衆者領主より可被召烈
候、所よりかまわれ間敷候、持道具ハ鉄砲弓鏝たるへく
候、普請具ハ先日被仰渡候様ニ校量候、飯米ハ出水船元
ニ而可相渡候、物頭前より以指出可被請取候、

寛永十五年正月五日

かこしま賦所印

新納加賀殿

右之書出水役所江有之由ニ而文政三年八月上原宗五郎殿
寫取もらひ候ニ付留置也、

(一) 相馬大作一件聞書(省略)

12 [家老申渡書]

小番

薬丸長左衛門

親類江

右不宜聞得之趣有之、屋久嶋江居住被仰付候、

右申渡此節屋久嶋帰帆船主屋久嶋楠川村之市右工門船江
今日前之浜ニ而乗せ付差越候奈屋久嶋奉行江間合乗せ付
届申出候様可申渡候、

六月十五日

但馬

13 [薬丸長左衛門書状]

先達而両度之書状相達候、弥御無異御勤目出度、於爰許ハ
皆々無替元氣の事ニ候、此比二者殊之外宜毎日草取、先日

八雨降二十九日御厄年之やくため二子共列候而かく夜中方參り大雨二ぬれ、昼八ツ過帰候得共、何之病も無之候間、少しも案し被申間敷候、

一 先日之米半物慥ニ受取、大旱之雲霓方々々々ツ、惜入飢をしのき居候間、当月末ニ而も米式俵ニ而も三俵ニても無間違遣し可給候、老刃出銀当月中ニ上納方迄入候、

一 札改検使之儀賦重方之場所ハ御家老衆方御役人御賦之筋ニやと評判相聞得候、色々六ヶ敷只之場所ニハ可參候得共加治木、垂水などハ思切居候、

一 先達而重田一蔵と申人入門有之候、

一 吉本氏方先日江戸状来候、直ニ状差遣度候得其中途念遣候間差扣置候、委細井上氏・町田氏咄可有之候、又追々可申遣候、以上、

八月廿三日

菓丸壱之助殿

同名長左工門

14〔菓丸家跡式伺書〕

□上覚

私共親類小番菓丸長左工門事屋久嶋居住被仰付置候処、病氣有之候段申越之節、嫡子菓丸壱之助儀依願為看病方渡海

仕候付而養生不相叶、去ル閏七月十四日病死仕、壱之助儀今朝罷帰申候、依之家督式目之儀何様可仕哉、奉得御差図候、何分被仰渡被下度奉頼候、此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

八月十七日

松山隆阿弥
大目附座書役定助
益満清右衛門

15〔菓丸長左衛門葬方伺書〕

□上覚

私共親類小番菓丸長左衛門事、屋久嶋居住被仰付置候処、致病死候付、葬式方之儀奉伺候処、葬式方無御構段被仰渡難有仕合奉存候、依之跡職之儀何様可仕哉奉得御差図候間何分被仰渡被下度奉頼候、此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

未
八月十八日

松山隆阿弥
大目附座書役定助
益満清右衛門

(ハリ紙)
「跡職御法之通可願出候、

八月 安房」

16〔切米宛行状〕

御切米五石

菓丸半左衛門

右此節劔術師家被召立候付右之通被成下候、

右御格之通可申渡候、

六月

童衛

17〔起請文〕

(一) 起証文

一 御家伝自頭流太刀筋躰持等御伝授之趣雖為親子兄弟他

言仕間鋪事、

一 御□伝等之儀書留仕間鋪事、

一 為忠孝専心掛朝夕無油断稽古可仕事、

一 当流他流善悪之取沙汰、自他之勝負并争論ケ間敷儀一

切仕間鋪事、

右条々屹相守違背仕間鋪、依而起請文如斯御座候、以上、

天保十四年癸卯

正月十一日

菓丸半左衛門様

菓丸新蔵様

(二)

一 御家伝自頭流太刀筋其外御伝授之趣雖為親子兄弟他見
他言仕間敷事、

一 御□伝等之儀書留□外仕間敷事、

一 為忠孝専心掛無油断稽古可仕事、

一 当流他流善悪之取沙汰自他之勝負合并争論ケ間敷儀一

切仕間敷事、

一 同門之外打寄立木一切打申間敷事、

右条々屹相守違背仕間敷候、依而起請文如件、

是枝万助

戊二月廿二日

快次 (花押)

菓丸半左衛門殿

(三) 起証文

一 御家伝劔術御伝授之趣雖為親子兄弟他見他言曾而仕間

敷事、

一 為忠孝専心掛朝夕無油断稽古自他之勝負并争論ケ間敷

儀一切仕間敷事、

一 当流他流善悪之取沙汰一切仕間敷事、

右条々屹与相守違背仕間敷依而起証文如此御座候、以上

嘉永三年戊四月

野津次郎八

菓丸半左衛門様

鎮持 (花押)

(四) 起証文

嘉永三年戊

一 御家伝劔術御伝授之趣雖為親子兄弟、曾而口外仕間敷事、

五月廿九日

仁礼源之丞

一 為忠孝朝夕心掛無油断稽古可仕事、

菓丸半左衛門様

景範 (花押)

一 当流他流善惡之取沙汰、自他之勝負争論ケ間敷儀等一切仕間敷事、

(六) 起証文

右条々屹与相守違背仕間敷候、依而起証文如此御座候、以上、

一 御家伝劔術御伝授之趣、雖為親子兄弟、他言他見曾而仕間敷事、

嘉永三年戊 前田源次郎 持盈 (花押)

一 為忠孝専実儀心掛無油断稽古可仕事、

四月十三日

前田源次郎

一 当流他流善惡之取沙汰、自他之勝負并争論ケ間敷儀一切仕間敷事、

菓丸半左衛門殿

右条々屹与相守、違背仕間敷候、依而起証文如件、

嘉永三年戊

黒田嘉右衛門 清澄 (花押)

(五) 起証文

七月廿九日

一 御家伝劔術御伝授之趣、雖為親子兄弟、他見他言曾而仕間敷事、

菓丸半左衛門様

一 為忠孝専心掛朝夕無油断稽古可仕事、

(七) 起証文

一 当流他流善惡之取沙汰、自他之勝負并争論ケ間敷儀一切仕間敷事、

一 御家伝劔術御伝授之趣雖為親子兄弟他見他言曾而仕間敷事、

右条々屹与相守違背仕間敷、依而起証文如斯御座候、以上、

一 為忠孝専心掛朝夕無油断稽古可仕事、

一 当流他流善惡之取沙汰、自他之勝負并争論ケ間敷儀一切仕間敷事、

一 当流他流善惡之取沙汰、自他之勝負并争論ケ間敷儀一切仕間敷事、

切仕間敷事、

右条々屹与相守違背仕間敷依而起証文如斯御座候、以上

嘉永三年戌

九月十六日

江夏仲左衛門

栄享(花押)

薬丸半左衛門様

(八) 起証文

一 御家伝自顕流太刀筋御伝授之趣、雖為親子兄弟他見他

言仕間敷事、

一 御口伝等之儀書留仕間敷事、

一 為忠孝専心掛朝夕無油断稽古可仕事

一 当流他流善惡之取沙汰并争論ケ間敷儀一切仕間敷事、

右条々屹与相守違背仕間敷、依而起証文如斯御座候、以

上、

永田佐一郎

良温(花押)

嘉永四年亥二月十九日

薬丸半左衛門様

(九) 起請文

薬丸家文書

一 御家伝劍術御伝授之趣、雖為親子兄弟他見他言曾而仕間敷事、

一 為忠孝専心掛朝夕無油断稽古可仕事、

一 当流他流善惡之取沙汰、自他之勝負并争論ケ間敷儀一

切仕間敷事、

右条々屹与相守違背仕間敷、依而起証文如斯御座候、以

上、

嘉永六年丑

七月三日

奈良原喜左衛門

清(花押)

薬丸半左衛門様

(一〇) 起証文

一 御流儀御伝授之上者、専為忠孝、可致修行事、

一 御教示之趣一切書留致間鋪事、

一 御教示之趣雖親子兄弟、致他言他見聞鋪事、

一 当流他流之雜談且私二自他之勝負等曾而致間鋪事、

右条々堅相守聊致違背間敷、依而起証文如斯御座候、以

上、

文久二年
戊二月

西郷信吾

通明(花押)

薬丸半左衛門様

(二) (前欠) 親子兄弟他見他言仕間鋪候、

一 為忠孝心掛無油断稽古可仕候、

一 御口伝等之儀書留口外仕間敷候、

一 当流他流善惡之取沙汰、自他之勝負合并争論ケ間敷儀

一切仕間敷候、

一 門弟之外打寄立木等一切打申間鋪候、

右条々屹相守違背仕間鋪、依起証文如此御座候、以上、

文久二年戊九月五日

八田幸輔

(花押)

(三) 起請文

一 御入門仕候付而者行儀正敷律儀相嗜、第一他流不致批
判、專為忠孝心掛、朝夕無油断稽古可仕事、

一 太刀筋其外御伝授之趣雖為親子兄弟他見他言仕間敷事

一 当流他流善惡之取沙汰、自他之勝負合并争論ケ間敷事

一 御口伝等之儀書留口外仕間敷事、

一 御門弟之外相集稽古方者勿論、立木等一切申間敷事、

右条々屹与相守違背仕間敷、依而起請文如斯御座候、以
上、

元治元年甲子十一月四日

竹内 十藏

実吉 (花押)

飯牟礼彦五郎

俊次 (花押)

中村 源助

高行 (花押)

大山 助七

綱安 (花押)

大山 幸悅

綱方 (花押)

谷山 良助

道洽 (花押)

神宮司半助

純次 (花押)

鎌田 善門

政紀 (花押)

仁礼源之助

景政 (花押)

薬丸半左衛門殿
葉丸 壹之助殿

(三) 起請文

- 一 御入門仕候ニ付而者行儀正敷律儀相嗜第一、他流不致批判、專為忠孝心掛朝夕無油断稽古可仕事、
- 一 太刀筋其外御伝授之趣、雖為親子兄弟、他見他言仕間敷事、
- 一 当流他流善惡之取沙汰、自他之勝負合并爭論ケ間敷儀一切仕間敷事、
- 一 御口伝等之儀書留口外仕間敷事、
- 一 御門弟之外相集稽古方者勿論立木等一切打申間敷事、
- 一 右条々屹与相守違背仕間敷、依而起証文如此御座候、以上、

元治二年乙丑四月十八日

柴山矢八郎

藤原道昌 (花押)

谷川十次郎

源 清武 (花押)

葉丸半左衛門殿

葉丸 彦之助殿

(四) 起証文

- 一 御家伝自頭流太刀筋其外御伝授之趣、雖為親子兄弟他見他言仕間敷事、
- 一 御口伝等之儀書留并口外仕間敷事、
- 一 為忠孝專心掛無油断稽古可仕事、
- 一 当流他流善惡之取沙汰自他之勝負合并爭論ケ間敷儀一切仕間敷事、
- 一 同門之外打寄立木一切打申間敷事、
- 一 右条々屹与相守違背仕間敷、依而起証文如此御座候、以上、

野津七二

鎮英 (花押)

葉丸半左衛門殿

18 (軍役方申渡書)

御軍役奉行

御軍賦役

右者御備組取しらへ受持被仰付置、殊更御旗本の御備ニは御城下人数之内諸武芸致修練居、平生士道相嗜、分而忠節之人柄尽吟味、不致立配候而者格別之御用途及差支事候付向後諸武芸見分被仰付候条、兼而演武館稽古日被渡置候師

家素合之儀者毎月御小姓与番頭出席之節同様出席可致見分候、右外迎茂御軍役奉行・御軍賦役差構、演武館者勿論師宅方江茂罷越、不時可致見分候、且又演武館不被渡置致師範候家々自分宅稽古所之儀茂兩御役相揃差越可致見分候、

此旨可申渡候、

〔奥書〕
一弘化〇年申十月廿三日御用人島津隼人御取次を以被仰渡

候

19 武術者書出

竹内 貞太郎
伊集院 喜之助
松山 九郎
樺山 正円
鈴木 勇右衛門
小牟田源五右衛門
西 太郎兵衛
松田 嘉左衛門
徳永 助丞
吉田 甚四郎
柴山 権助

川村 与十郎
平川 助七
川村 澄助
福島 助右工門
武宮 十左衛門
永田 新八郎
前田 佐左衛門
伊集院 一郎
土岐 孫兵衛
椀山四郎左衛門
小倉 四郎太
稻津 正介

20 〔家老達書〕

立木
└─伊集院 喜之助
└─松山 九郎

岩城 三左衛門
法元 六左衛門
椀山 惣兵衛
日高与一左衛門
竹内 貞右工門
橋口 奎左衛門
吉井 源七郎
松山 隆阿弥
友野 市助

打廻
└─椀山 正円
└─藥丸 新藏

拔
└─小牟田源五右工門
└─鈴木 勇右工門

長木刀
└─西川 太郎兵衛
└─平川 助七郎

鐘
└─吉田 甚四郎
└─平川 助七郎

嘉永元年申十二月朔日御軍役方見分二付右之通書出置候事、

藥丸半左衛門門弟

大山 格之助

鈴木源五左衛門

飯牟礼 斎藏

右者武芸之儀一涯致振興候様との 思召之御事候付、師家并高二弟而極意致伝授候者共之儀者勿論、右面々各流儀只管致出精、当世懇之儀ニ茂候付、御趣意之旨深奉汲受、一

統申談、門弟中致一和、諸生中手厚引勸、行届候様被仰付
候条、此旨右之面々江者勿論、師家江茂可申渡候、

四月

丹波

21〔稽古式日出席人数留〕

文久元年酉六月廿八日より

二之丸於御稽古所奥向稽古式日出席人数留

西六月廿八日

伊集院 周 八

児 玉 雄一郎

谷 村 愛之助

法元太郎左衛門

汾 陽 彦兵衛

山 口 彦四郎

児 玉 莊 助

伊集院 彦 助

葉丸家文書

白 石 小太郎
大 山 彌九郎
伊集院 良 介

葉丸 半左衛門

葉丸 老之助

鈴木 勇右衛門

大 山 格之助

江夏 仲左衛門

山 口 金之進

永 田 佐一郎
鈴 木 昌之助

西九月廿六日

法元太郎左衛門

汾 陽 彦兵衛

伊集院 彦 助

大 山 弥九郎

西 千 嘉

三 原 玄 甫

葉丸 半左衛門

葉丸 老之助

鈴木 勇右衛門

大 山 格之助

江夏 仲左衛門

山 口 金之進

永 田 佐一郎

大 迫 喜右衛門

有 村 武 二

奈良原喜左衛門

谷 村 愛之助
鈴木源五左衛門

鈴 木 昌之助

門 松 喜兵衛

菌 田 与藤次

西十月十一日

伊集院 周 八

法元太郎左衛門

汾 陽 彦兵衛

伊集院 彦 助

大 山 弥九郎

西 千 嘉

葉丸 半左衛門

葉丸 老之助

鈴木 勇右衛門

大 山 格之助

江夏 仲左衛門

山 口 金之進

谷 村 愛之助

七〇七

園田 与藤次

鈴木源五左衛門

鈴木 昌之助

門松 喜兵衛

御被為入候事

酉十月廿六日

法元太郎左衛門

岸良 真之丞

汾陽 彦兵衛

折田 与八郎

大山 弥九郎

三原 玄甫

西千嘉

菓丸 半左衛門

菓丸 老之助

大山 格之助

大迫 喜右衛門

奈良原喜左衛門

江夏 仲左喜門

山口 金之進

野津 七左衛門

谷村 愛之助

門松 喜兵衛

野津 七次

園田 与藤次

鈴木 勇右衛門

鈴木 昌之助

酉十一月十二日

三原 元甫

西千嘉

伊集院 彦助

菓丸 半左衛門

菓丸 老之助

永田 佐一郎

山口 金之進

今日雨天ニ而外ニ出席無之

酉十一月廿七日

菓丸 半左衛門

同 老之助

鈴木 勇右衛門

谷村 愛之助

右人数罷出候処、奥向人数出席無之、

十二月十三日

法元太郎左衛門

汾陽 彦兵衛

折田 与八郎

和田 郷右衛門

菓丸 半左衛門

同 老之助

鈴木 勇右衛門

大迫 喜右衛門

奈良原喜左衛門

谷村 愛之助

山口 金之進

鈴木 源五衛門

文久二年戊十一月十八日

西千嘉

折田 与八郎

郷原 彦十郎

友野 与市

谷村 小吉

山口 金之進

三原 玄甫

菓丸 老之助

汾陽 彦兵衛

鈴木 昌之助

石神 万右衛門

山口 孝右衛門

讚良 清藏

門松 喜兵衛

戊十二月十二日

山口 佐七郎

鈴木 昌之助
菓丸 老之助
門松 喜兵衛

石神 万右衛門
讚良 清藏
山口 孝右衛門

東郷 藤兵衛
東郷 長左衛門
梅田 九左衛門
白尾登五右衛門
平田 平六
伊集院半五右衛門
鈴木 弥藤次
深見 休八
加藤 権兵衛
有川 五左衛門
大脇源五右衛門
篠崎七郎左衛門
川上 八次郎
田代 宗次郎
菓丸 半左衛門

右者明六日初二而名順之通二之丸於御稽古所繰廻シ稽古方被 仰付候、尤御稽古所江掛札有之候付相濟次第名札繰下ケ候様可被致事、

23〔幕府達書写〕

去ル十一日二条御城江御留主居御呼出ニ而於大広間水野和泉守様・有馬遠江守様・酒井雅楽守様、御列座御広詰大目附土井備中守殿、御目附中山藤十郎殿、和泉守様より太守様江御書一通御蜜事之由ニ而被相渡今日御到来、御開封相成候処、長洲江御糺問之儀被為在候ニ付、万一承服不致候者 御征伐可被遊 思召ニ付、其節討手被仰付候段、

松平阿波守 松平相模守 松平出羽守 細川越中守
松平安芸守 松平備前守 小笠原大膳大夫
脇坂淡路守 阿部主計守

右之者共江も相達候間諸事可被談候事、
御名

此度松平太膳太夫父子江御糺問筋有之、万一承服不致節者御征伐可被遊思召ニ付、其節者為討手其方人数差出候様被仰出候間、用意可致旨御用達被仰出候事、

御名代

紀伊 中納言

松平 肥後守

有馬 遠江守

右之通被仰渡候間諸事受差図尽力被致候事、

24 (人別改帳)

明治三年午四月

人別 御改帳

但寅之御改之節者三番組小頭八番小番二而御座候

三番方限八番

士族 菓丸半左衛門

一当年六拾六歳

菓丸 半左衛門

菓丸半左衛門

一当年五拾四歳

妻

菓丸半左衛門嫡子

一当年貳拾壹歳

菓丸 壹之助

菓丸半左衛門

一当年拾六歳

娘

一当年拾四歳

菓丸半左衛門二男

菓丸 猪之丞

一当年六拾歳

菓丸半左衛門家来

小川 新助

一当年六拾六歳

菓丸半左衛門家来

小川 袈裟助 母 寸か

一当年三拾貳歳

菓丸半左衛門家来

小川 袈裟助 姉 なを

一当年貳拾五歳

菓丸半左衛門家来

小川 袈裟助

一当年貳拾三歳

菓丸半左衛門家来

小川 宗次郎

一当年拾八歳

菓丸半左衛門家来

小川 直太郎

一当年三拾九歳

菓丸半左衛門家来

小川 吉之進

一当年三拾貳歳

菓丸半左衛門家来

小川 新太郎

一当年三拾壹歳

菓丸半左衛門家来

小川 喜太郎

一当年三拾八歳

菓丸半左衛門家来

黒木 伊八

一当年六拾四歳

薬丸半左衛門家来

大 重 善 吉

合男女式拾六人

内上男三人 下男拾四人

一当年四拾八歳

薬丸半左衛門家来

大 重 釜次郎

上女式人 下女 七人

合家部三ツ

一当年九拾四歳

薬丸半左衛門家来

大重 善吉 母 みほ

内家部壹ツ土族

家部式ツ家来

一当年式拾式歳

薬丸半左衛門家来

大 重 三次郎

合戸数三ツ

内戸数壹ツ土族

一当年拾八歳

薬丸半左衛門家来

大重三次郎 妹 けさ

戸数式ツ家来

一当年拾三歳

薬丸半左衛門家来

小川袈裟助 妹 ます

一当年拾七歳

薬丸半左衛門家来

大 重 吉太郎

右者寅之人別御改之節者右之通申受置候処御改後五番方

一当年拾六歳

薬丸半左衛門家来

小川新太郎 妻 ゆき

限七番士族新納八郎兵衛家来松田伊兵衛江致縁組候二付
相除申候、尤彼方返証文相添差上申候、

一当年三拾五歳

薬丸半左衛門家来

小川新太郎 娘 きよ

一当年七歳

薬丸半左衛門家来

小川新太郎 男子

右者切支丹宗就 御太禁 御藩内中人別御改被仰付候二付
被仰渡趣承知仕候、依之私家内相改申候処、不審成者無御
座候、且又一向宗之儀茂 御禁止被仰付候二付被仰渡趣、

一当年拾壹歳

薬丸半左衛門家来

小川袈裟助 妹 たみ

是又奉得其意、相改申候得共、右宗旨之者無御座候、自今
以後右両宗不審成者入来候敷、又者見聞仕候趣御座候ハ、
御法様次第可被仰付候、為後日如此御座候、以上、

明治三年午四月

藥丸半左衛門 ○^印

右帳内見届候、

午十二月

民事局

人別改所 ○^印

25〔大山綱良書翰〕

〔封紙上書〕
一藥丸先生

拜呈

大山綱良

奉恭啓候、追々酷暑之候相成候所愈御機嫌克被為涉奉賀候
然ハ此程ヨリ鈴木氏ヲ以心事御願申上候処、無御用捨御聞
届旨幸甚不過之候、抑於迂生ハ積年別而御恩義他ニ超ヘ殊
ニ武事ニ

身を立今日之昇級偏ニ先生之御教導ニ出日々々々忘却不仕
候、追々酷暑ニ茂立至り候ニ付責てハ御茶室を設け差上度
候所御沙汰ニ随ひ其儘奉進呈候間、不悪御落手可被成下候
於余は罷出旁御伺可申上候得共、乍恐其内以使奉得 尊意
候、恐々頓首、

七月廿三日

二白御造作中自然御不足ハ無相違被存候間、時々無御用捨
可仰遣候様別而申上置候也、

26〔野津鎮雄書状〕

〔封紙上書〕
一鹿兒島新屋敷ニ而

藥丸半右衛門様

平信金子入

野津鎮雄

〔別紙〕

一一金百七円五十銭

七二事

源之助事	野津鎮雄	野津道貫
仁礼景範	西太郎兵衛	
嘉右衛門事	黒田嘉納	同寛二郎
七之丞事	岸良兼養	福島良助
甚五郎事	末弘弘	
半助事	神宮司純輝	
源之助事	仁礼精加	
清一郎	河野通成	

右人名^方進呈致候、以上、
追 春暖之候弥以御清福可被成御座奉賀候、陳者先般金子

第六部 鹿兒島の古文書

竹山孝吉郎	前田政彦	徳尾八十二	中治原尚守	覚橋口郷十郎	村田経治	鶴丸仁次郎	園田四郎左衛門	中原猛	吉井友次	中原軍助	池之上真二	東郷真太郎	松元敬介	松元雄七	山内壮吉	喜入秀三	市来七彦	有馬長彦	改純好	伊東彦太郎
岩切武彦	中村万	尾上正連	仁礼景法	鎌田吉熊	平川七次	山田乙彦	市来栄熊	村瀬幸八郎	谷邨万熊	園田藤太郎	種子島与吉	新納安之丞	新納彦二	野元熊	鎌田弥十郎	木場秀熊	徳尾政彦	高島彦次	高島大介	
牧競	十年役前入門十四年稽古再興後出場先輩氏名	新納富次郎	市来孝八郎	新納静介	平岡愛吉	宮里駒次郎	本田源吾	菊池忠夫	有馬純長	町田三之助	山下武彦	吉田稻	平山益太郎	豎山貫一	佐藤友彦	牧原潔	海老原顕吉	蒲池啓助	有山竹二	
平田喜之助				江田国彦	迫水宗太郎	高島矢之介	吉田彦次	奈良原伝	坂元兵吉	山野田一熊	猪俣誠一	相良長幸	鮫島八十八	川畑敬介	後改信磨 北郷松磨	讚良幸吉	三崎莊吉	片野坂英一郎	郷原芳之助	

郷原 増之輔 竹内 賢吉
竹内 彦介 松本 昌介
堀 金清 四元 貞令
有馬 純孝 大重 稽吉
折田 則次

規則

- 第一条 忠孝ヲ專一トシテ万事無油断可心掛事、
第二条 門生タル者ハ決シテ卑陋ノ行アルヘカラサル事、
第三条 稽古出席之上ハ妄ニ雜談戲笑スヘカラサル事、
第四条 当流他流善惡之取沙汰勝負合并争論ケ間敷儀一切無之事、
第五条 稽古中湯水等一切呑ム可カラサル事、
第六条 帳簿等其他ノ諸器ヲ妄ニ取扱フヘカラサル事、
第七条 稽古相濟之上者足跡等全ク不知様可致掃除事、
第八条 助木無之節ハ銘々持參之事、
第九条 出席之上ハ是非十篇以上稽古可致事、
第十条 欠席之節ハ其旨届置クヘキ事、
右之条々堅ク可相守事、

一 明治十六年十一月廿五日造演館（琉球館跡ニ開設）ニ於テ品川農商務太輔外八県令來集武技諸流演技アリ、
一 明治十七年一月造演館内ニ野太刀自頭流道場建設、同日開場、県令其他來臨、
同十二日 島津忠義公ヨリ下賜品アリ、
同十九日 県令并旧知事公家中來觀、

自頭流稽古式目

造演館 每三六九ノ日并土曜日曜日休
并土曜 每三六九ノ日拔長木刀等
二月改練習式日 每三六九ノ日拔長木刀等
造演館 休土曜日曜日
等 休土曜日曜日
|| 葉丸家每土曜拔長棒

追記

一 明治十六年末頃（十七年初カ）ヨリ神戸師範學校ニテ自頭流開始
兵庫県知事森岡昌純氏師範學校長久保春影氏也、
教師トシテ郷原氏・堀氏・四元氏・平田氏先發葉丸先生
八十七年三月三日寔地出發同所へ出張セラレタリ、
一 明治十七年六月ヨリ東京桜田門内幸町島津邸内ニ於

續ヶ打 曾木豊二 四十四才

打廻リ 堀兼雄 二十四才

長棒出シ 藥丸幸吉 三十四才

全 大重稽吉 六十八才

拔 山本正夫 二十五才

長棒出シ 大館晴村 五十七才

長棒止メ 指宿良一 五十六才

長棒出シ 藥丸猪之丞 六十四才

28 [藥丸家譜]

安政四丁巳年正月改之

藥丸家譜

藥丸家譜

藥丸家文書

○藥丸刑部左衛門

一 御細工奉行

一 騎馬ニ而江戸江罷上候御兵具奉行御役被仰付置候

得共少高之由御断申上被差免候、

右之通自家ニ相糺申出候、

養子
—半介

一 刑部左衛門養子藥丸半介事、黒葛原周右衛門忠澄

二男ニ而候旨自家より申出候、

一 右藥丸刑部左衛門養子半分違亥十月十日願之通

相達候、村田為左衛門取次、

養子
—次兵衛

一 右者藥丸半左衛門嫡子次兵衛刑部左衛門養子ニ被

仰付候通天和四年子正月十五日黒葛原吉左衛門取次

ニ而被仰渡候、

養子
○長左衛門

初周次郎、長左衛門活慶

一 藥丸刑部左衛門養子黒葛原周右衛門二男藥丸周次

郎、右者藥丸刑部左衛門先養子相果候付、周右衛門

二男養子ニ願申上候処ニ於江戸達 貴聞、願之通去

ル巳十二月廿九日被仰渡候、然共養子成之御札不相濟候間、其内者押札ニ而如何可被記置之旨御差図ニ而候通元禄三年午正月四日中神仲左衛門証文、

- 一 刑部左エ門養子本名少次郎、菓丸長左エ門取次平田清右エ門ニ而養子成之事御目見被仰付候間、帳面ニ如何可被書記之旨御家老衆御差図ニ而候通元禄三年午十月廿八日御証文、

- 一 菓丸刑部左エ門跡目養子菓丸長左エ門、右親相果跡目之儀願申出、達 貴聞、願之通被仰出候、御札未相濟候間、如何帳面可被記置旨御差図ニ候通元禄十年丑二月九日上井五郎左衛門・仁礼覚左エ門証文、

- 一 刑部左エ門跡目養子菓丸長左衛門、右跡目養子成之御目見黒葛原源左エ門取次ニ而相濟候間、帳面如何可被記置旨中務殿御差図之由元禄十二年卯八月廿八日川村勝左エ門・黒葛原源左エ門証文、

- 一 宝永四年亥九月廿八日高奉行、
- 一 正徳四年午八月廿八日より御舩奉行、
- 一 享保三年戌正月十一日より物頭、
- 一 同九年辰正月十五日御太刀青銅進上、地頭職之御礼、奏者伊集院十蔵、

- 一 享保十六年亥六月廿八日町奉行、
- 一 同年八月十五日御太刀進上御役之御礼奏者伊集院十蔵、

- 一 元文二年巳四月廿七日高隈地頭主計殿より、
- 一 同五年申二月十五日数年首尾能相勤候訳を以御役料高九拾石被下置候、織部殿より、

- 一 高隈菓丸長左エ門、右者依願御役被差免候、左候而地頭所之儀茂明所相成候間、諸事如何可被申渡旨主鈴殿御差図之通寛延四年末十月九日島津権左衛門
- 一 宝曆八年戊寅九月十七日晝病死、

- 一 亡菓丸長左エ門事願名活慶、右者隠居被仰付候付去ル申年右之通名替申渡候処、其節問合後候間此段申達候、宝曆九年己卯四月四日二番与所嶋津大膳問合、

○新蔵
嫡子

- 一 享保九年辰四月廿八日中紙進上初而之御目見、
- 一 同年五月二日為物馴部屋栖小番被仰付候事、蔵人殿ヨリ取次土持権兵衛、
- 一 同十一年午八月十六日新番取次伊集院権左衛門、

一 延享五年辰正月十一日御記録方添役、主計殿より取次島津十右エ門、

一 寛延四年未六月七日病氣ニ有之依願御記録方添役御断申出、願之通被成御免候、先様致全快候ハ、御見合を以可被召仕旨被仰渡候、取次洪谷善三左エ門、

一 宝曆元年未十二月廿六日隱居家督、主鈴殿より取次川上弥五太夫、

一 宝曆二年申七月朔日御太刀進上隱居家督之御礼、奏者川田郷九郎、

一 宝曆四年戌十月廿九日病死、
長左工門一男
長右衛門

一 享保九年辰四月廿八日中紙進上初而之御目見、奏者肝付典膳、

新威嫡子
長左衛門

初半介、長左工門

一 享保十一年午八月二日御太刀進上初而之御目見、奏者肝付典膳、

一 宝曆五年亥二月十一日継目、主鈴殿より取次基太

葉丸家文書

村助左衛門、

一 同年十月廿八日依願改名長左工門、木工殿より取次相良弥一兵衛、同日御太刀進上物迄相納継目之御礼、

一 明和六年丑三月廿二日夜病死、

長左工門嫡子
正右衛門

一 宝曆十年辰八月廿八日御太刀進上初而之御目見、奏者小林仲太兵衛、

一 明和七年寅二月廿四日継目、帶刀殿より取次大野多宮、

一 同年九月廿八日御太刀進上物迄相納、継目之御礼
一 寛政十年午四月十五日晝病死、

小番正右工門養子ニ小番久保七兵衛

二男七郎兵衛事
長左衛門

兼堯、七郎兵衛、新藏

一 天明八年戌申九月十五日依願養子成、安房殿より取次伊地知嘉右工門、

一 天明九年己酉正月廿七日依願改名新藏、求馬殿よ

り取次伊集院伊膳、同日御太刀進上、於敷舞台謁御家老衆、養子成之御礼、

一 寛政十年己未二月朔日於江戸依願改名長左衛門、勘解由殿より取次島津仁十郎、同日御太刀進上継目之御礼、奏者鷲頭喜兵衛、

一 享和二年戊十一月十一日於江戸新番勤取次山田権右工門、

一 長左工門事屋久嶋居住被仰付置候処、先月十四日病死いたし候旨天保六年未八月十七日大番頭島津仲間合、

小番長左工門嫡子

○半左衛門

兼包、巷之助、長左工門、

一 文化十二年亥八月廿一日御太刀進上於御書院初而之御目見、奏者義岡藏人、

一 天保六年未十二月廿八日依願継自、美作殿より取次新納次郎四郎、

一 天保七年申八月十五日依願改名長左衛門、多門殿より取次川田求馬、同日於敷舞台謁御家老衆御太刀

進上継自之御礼、

一 天保九年戌六月廿一日依願改名半左衛門、但馬殿より取次島津右門、

一 嘉永七年寅正月廿二日未年功者無之候得共当務正道致精勤御用立候付、御代官御役被仰付御役料銀五枚三拾目被下置候、

長左工門一男

―新藏

兼成

一 文政丁年亥七月朔日中紙進上ニ而於御書院初而之御目見、奏者二階堂鞆負、

一 嘉永三年戊正月十三日曉病死、

半左工門嫡子

○巷之助

(追筆)

一 薬丸兼文

嘉永三年五月十三日出生、大正三年六月二十四日病死、

鹿兒島県立第一中学校剣道教師並ニ同校舎監ヲ命セラル、後年島津公爵家御墓守ニ任命セラル」

加世田家文書

加増目録

1〔領知目録〕

〔黒印・義久〕



薩州隈城之内領知目録

一ヶ所 赤沢津屋敷

にして

老段九畝七歩

ひかして

三畝十五歩

同所

八畝廿歩

已上參段老畝拾貳歩

畠方六畝

老反老畝之内

山田高江よりかへ又所替

文祿貳年三月廿七日

鎌田出雲寺

政近 (花押)

長寿院

盛淳 (花押)

加世田安房入道殿

薩州薩摩之郡隈城之内

新田先

外山之門

高三拾三石三斗三升

浮免

高六石六斗七升七合三勺

惣合四拾石七合

右知行為加増被宛行者也、

慶長六年

三月廿一日

比志嶋紀伊守

国貞

平田太郎左工門

増宗

鎌田出雲守

政近 (花押)

図書頭

忠長

加世田内記入道殿

3〔寺沢広高書状〕

態申入候、先度致參上罷帰申時分陸奥守殿被損御気色、御老
中衆其外御両所被成御寺家之由、拙者事五嶋次目にも候へ
ハ家中之義をも承度罷渡、夜前至唐津帰宅仕、承警存以使
者申入候、不始于今義と申なから道以下までか様ニ被仰付

2〔加増目録〕

加世田家文書

御馳走誠余身過分存、いか様ニ御札申入可然候ハんと存候
折節加様之義承、請身御心中迷惑仕候、余致延引候へ共、
承かけニ如此候、恐々謹言、

九月廿二日

寺志摩守

広高（花押）

加世田新藤兵衛尉殿

御宿所

4〔加世田家長書状〕

新春之御祝言重々目出度申紡候、

一 此表御在陣之事、いつとなく候、然者夏衣賞之儀難成
候共御調候て御遣奉頼候、左様候者来三月之折節ハ爰許
へ参着候やうに御才覚有へく候、色ハあさはなた為へ
く候、

一 冬いしやうの儀者過去候之間不及是非候、正月きり物

ハ小袖ニツ、爰元にて用意申候間御心遣入間敷候、

一 来秋ハ又々奥入為へき由候、さ様候者先々帰朝仕候て
支度調へく候、元家老へ上申候書状に書をとし候、又々
おく入為へく候、左様候者馬一騎乗申へく候、鞍道具等
之儀少々御尋候て召置へく候、おく入必定にて候へ者帰
朝申候て支度仕へく候、為御存候、

一 うはしやうへも御心得有へく候、

以上

正月九日

（家長）
加世田新兵衛尉（花押）

は、様

参人々申給へ

5〔加世田家長書状〕

鳴津殿御請取之城数書付進上申候、

そてん こねん ちんちう たんせん

右之四ヶ所にて候へ、そてんハ御座所に而候、為御存候、
以上、

十二月七日

新兵衛尉
家長（花押）

元様

参

川上家文書

1〔島津義弘書狀〕

〔封紙上書〕

一伊集院肥前守殿 義弘

度々高名、殊今度於豊州切加部・坂梨、粉骨軍勞之段、無比類候、弥可抽忠勤事肝要、仍馬一疋青毛印遣之候也、

天正拾五

八月廿七日

義弘〔花押〕

伊集院肥前守殿

2〔島津義弘書狀〕

任幸便、用一行候、仍而貴所之うり茶と候て、当町へ壺一被遣候由承付候、然共余二高直二候之故、たそ買手無之由申散候、哀今少御まけ候て宇治之直成二うらせられ候へかし、宇治にての称ハ諸人存たる前二候、左候者我々も申請度存候、近比御そんたるへく候へ共、急度不売候へハ笑止存候間、異見申事候、為御心得候、恐々謹言、

十二月八日

惟新〔花押〕

元巢

川上家文書

3〔島津義弘書狀〕

猶々其元普請等之儀各入魂候て頼いり候、

好便之条染筆候、

一 上洛已後、国元無殊篇之由尤珍重候、畢竟各勤番之故候哉、大慶候、弥憑入之外無他事候、我等爰元仕合之儀今日迄者、公儀御丁寧被仰出、無替儀候、可心安候、

一 我等公家成之儀、雖無望儀候、依難黙止被仰出、令參内候、就其自今以後者、可為羽柴薩摩侍從之由候、蒐も角も可任公儀事勿論候哉、為存知候、

一 義久様御暇之儀、先刻於大坂雖出合候、北条上洛進之由依有其聞、于今被成御逗留候、然処北条上洛無何共候之条、先々可有御下向之由、去月廿六日重而被仰出、近日御帰国必定候、千秋万歳候、自他満足之段此事候、

一 又一郎事も当分之儀候間、先々御暇被下度候旨、可言上覚悟候、我等在京之儀候間、定異儀有間敷敷と存候、但是非共公儀難弁躰候、

一 日向諸県郡分之儀、雖不存分候、公儀御愛之上者、不及力候、於様躰者、本田源右衛門尉へ相含候、細々爰元之様子雖可申候、本源罷下候間、不能書載候、恐々謹言、

〔天正十六年〕

八月七日

義弘〔花押〕

七二三

稻富新介殿 (長辰)

山田越前入道殿 (有信)

鎌田出雲守殿 (政近)

伊集院肥前守殿 (久春・元忠)

川上三河入道殿 (忠智・肱枕)

4〔島津家久書狀〕

(封紙上書)
伊集院肥前入道殿

家久一

先年於方々の弓箭、因励軍功、惟新様御感狀之趣、名譽無比類候、至子々孫々、不相替可抽忠貞旨、可被申請、可為喜悅候也、謹言、

慶長十七年

五月十日

家久(花押)

伊集院肥前入道殿

5〔島津義弘書狀〕

国元無異儀候哉、目出候、いよく留守居之儀、諸事念を入無由断候者可然候、兼又茶のゆの道具一とをり、やくそくにまかせ差下候、早々幸侃へひらき申へく候、不及申候へ共、師匠之儀にて候之間、於様子者、宗明さし図次第可有分別事勿論二候、相構此ひらき於延引者、無曲事にて候

間、銘々聞濟、所者可令注進候、謹言、

卯月七日

義弘(花押)

伊集院肥前入道殿 (元忠)

6〔島津久保書狀〕

只今申来候趣旨、諸大名急度帰朝可有様二相聞候、左候者尤祝着存候、貴所御占者、如何候するや、御返事二承度候然者焼物を合申候間、無尔々候へ共持申候、請問敷候へ共、先々恐々謹言、

伊肥州 (久春)

陣所

又一 b

7〔石田三成書狀〕

已上

其以後者、打絶不能音問御床敷候处、幸侃迄之返札二具示給、恐悦不少候、仍御所持之御茶碗之有増幸侃迄申入候处二、則被申下候儀、被成御上候、殊更何れ二候ハんと御念被入、御所持之茶碗二被上候、誠御真実之躰難尽紙面二御秘藏と云、珍物と云、留候儀如何候へ共、御志之事情間、

二之内一ツ勝物此方ニ留候、寔狼籍千万秘藏此事ニ候、其元御教寄心深覺候、則一ツ之茶碗本之家へ入返進候、随而為馬代黄金拾両進入候、表書狀之便迄候、恐々謹言、

九月十五日

石治少
三成（花押）

伊集院肥前守殿

（八卷）
人々御中

8〔祐乘法印書狀〕

尚々今度ハ長々御逗留中、何之御馳走申儀も無之、口惜敷存候、被及御覽候ことく手前不得寸隙、不任心中無沙

汰併背本意存候、御残多さ中々難尽紙面存候、

好便之条、一筆令啓候、伏見御打立之刻、為御暇乞罷越、

御音信申入候得共、はや被成御下候御跡にて不懸御目、御残多存候、長々御逗留中、結句方々致在国、彼是手前ニ取越申、然々不申承候、何之御馳走も不申事千万御残多存候殊御打立之刻、爰元珍敷種嶋筒被懸御意候、別而御懇志難申尽存候、

一 近衛様・一条様・信門様御下之以後、切々御噂被仰出別而御残多由、細々御意ニ候、重而御物參、旁々是非御上洛尤ニ存候、御床敷さ中々難尽紙面存候、

川上家文書

一 御下向之刻、惟新様へかたつき之御事、具申入候通被仰上候哉、前々被焼せ候かたつきのことく成を所望ニ存事候上者、被下候様ニ弥可被仰入事頼存候、未一ツも所持不申、待兼申事候、

一 竜伯様弥御氣相御別儀無御座之由承及候、目出度存候

切々御吉左右承度存候、去年今程者罷下色々御馳走御懇之儀共存出迄ニ候、指儀無御座候へ共、御床敷きの儘、

任御約束如此候、御報所希候、猶爰元之御様躰、河久右

可有御物語候間、不能詳候、恐惶謹言、

五月七日

祐乘法印
陽（花押）

伊集院元巢様

人々御中

9〔めんてす書狀〕

尚以右船賃之儀者平戸にて事済申へく候間、きやく衆同心仕、平戸のことく罷上候様ニ、本六右エ門尉殿まで御狀被下へく候、以上、

此中者致參上、御芳情之段、忝令存候、仍平戸船かひたん前より客衆船賃之入くミ未事済候、左様ニ候へハ、平戸までハきやく衆同心仕、於平戸仕事相済可申由、船頭被申上候間、客衆さまかセ申候て罷上ましく候由、申様子者、

七二五

かごしまの御暖衆相良萬右工門殿よりかの入組之儀者、き

やく衆理之様ニ治定被相濟候通、きやく衆申候、左候てハ

何共廻船之法度いかゝにて候間、とかく平戸までハ客衆同

心申候様ニ、此事船奉行本田六右工門尉殿まで御状可被下

候、万事奉頼候、恐惶謹言、

七月廿日

呂宋船頭

めんです(署名)

川上久右工門様

(久智)

川上 四郎兵様

(忠元)

参人々々中

10〔青巖寺政遍書状〕

追啓、御両所へ各別ニ墨老挺、筆二対宛令進獻候間、奉

期再音候、已上、

依幸便啓一封候、仍矢野主膳殿去年已来、少將殿様之御勤

氣故、方々流浪痛敷存候、夏中者当江山江籠居候間、則青巖

寺江令君請、一節相拘申候、俗人之寺棲、果而不似相事候

之条、連々少将様江御宥免之御侘言可仕心中候、此趣惟新

様へ御伝達所仰候、乍憚嶋凶入并比志紀御両所江申越候、

以御次、此旨於被仰者、可為本望候、恐々謹言、

(高野山)
青巖寺法印

六月十六日

(忠兄)

政遍(花押)

川上四郎兵衛尉殿

(親商)

本田源右衛門尉殿

参

御宿所

11〔島津家久和歌短冊〕

名残ある花のさかりを面影に

またこん春とかけて契らん 家久

12〔島津光久書状〕

猶以用捨共候而者、可惡候、少茂不残書物にて申越尤候

自然かくし共被仕候而者、其分後日可為油断候、使者へ

可有指登候、以上、

一書申進候、然者其地諫方御祭礼之頭殿東郷肥前守せかれ

ニ被申付候、然処齋籠前より肥前宿所にて度々相撲致興行

之由候、相撲之儀者前々より御法度被仰付置候処、猥成様

子共ニ候、其方も為見物由、聞付候間、尋申候、若輩とハ

乍申、御法度之儀を被取用候儀、無心元候、乍去肥前手前

より申請候哉、又自分之企にて見物被仕候哉、承度候、

其外見物衆多々参たる由候、左様成衆も、銘々可承候間、

其座中衆不殘書立、各有様ニ可被申上候、為其如此候、謹言、

九月廿四日

光久 (花押)

伊集院源介殿

(封紙ウハ書)

「伊集院源介殿

光久

13 「大岡忠吉書状」

猶々つゝしの儀奉頼候、以上、

一筆令啓達候、然者近日御下かう寒氣之節御太儀存候、扨又御国之躑躅、女院様へ御上ケ可被成由、内々被仰候得共遠国之儀ニ御座候故、いまた上り不申候、幸貴様御登之儀候間、申入候、大隅守殿、右之段被仰可被下候、懸御目可申入候得共、右申進候通、彼是不得手透不能之儀者、残多存候、つゝしかふ大成ハ御延引、ちいさきかふ数を御上被成候様ニ、貴様頼入候間、さ様ニ御意得可被下候、恐惶謹言、

十一月十三日

忠吉 (花押)

大岡美濃守 忠

—— 鳴津源介様 人々御中

14 人別改帳

明治三年午四月	人別御改帳
但寅之人別御改之節者三番方限小番ニ而御座候	
三番方限六番	川上四郎兵衛
士族	
	川上四郎兵衛

- 一 当年四拾三歳 川上四郎兵衛 川上 四郎兵衛
- 一 当年七拾歳 親隠居 川上 秋山
- 一 当年六拾六歳 川上四郎兵衛親隠居 川上 秋山
- 一 当年三拾七歳 川上四郎兵衛 川上四郎兵衛 妻

川上四郎兵衛嫡子

一 当年拾八歳

川上 藤介

川上四郎兵衛家来

一 当年五歳

川上四郎兵衛

柏木 熊次郎

一 当年拾五歳

川上四郎兵衛三男

右者、去ル寅人別御改後出生仕、父者右喜藤次母者右之妻二而直子、別条無御座候間、此節御改二付而者、右之通、被仰付度奉存候、

一 当年五歳

川上 甲袈裟

川上四郎兵衛

川上四郎兵衛家来

一 当年式歳

娘

一 当年四拾三歳

岡 元 金次郎

右者式人、去ル寅人別御改後出生仕、直子別条無御座候間、此節御改二付而者、右之通被仰付度、奉存候、

一 当年五拾四歳

川上四郎兵衛家来

川上四郎兵衛家来

一 当年四拾八歳

柏木 喜藤次

永田伊兵衛妻

川上四郎兵衛家来

一 当年三拾九歳

もと

柏木喜藤次妻

川上四郎兵衛家来

一 当年四拾五歳

松けさ

永田伊兵衛男子

川上四郎兵衛家来

一 当年式拾五歳

永田 伊太郎

柏木喜藤次男子

川上四郎兵衛家来

一 当年式拾四歳

柏木 藤太郎

永田伊兵衛娘

川上四郎兵衛家来

一 当年式拾三歳

すえ

柏木喜藤次娘

川上四郎兵衛家来

一 当年拾七歳

ふち

永田伊兵衛娘

一 当年拾壹歳

川上四郎兵衛家来

すま

川上四郎兵衛家来
前田三助母

永田伊兵衛男子

くり

一 当年九歳

永田 伊之丞

一 当年八拾歳

右者、去ル寅人別御改之節者、家来前田伊助母二而被仰

川上四郎兵衛家来

付置候得共、伊助事御改後、益満新之丞方江相除申候

永田伊兵衛娘

付、此節、御改二付而者、右通、被仰付度奉存候、

一 生子
当年四歳

ふち

川上四郎兵衛家来

右者、去ル寅人別御改後出生仕、父者右伊兵衛母者右之

一 当年四拾五歳

前田 三助

妻二而直子、別条無御座候間、此節、御改二付而者、右
之通、被仰付度、奉存候、

右者、去ル寅人別御改之節者、家来前田伊助二弟前田三
助二而被仰付置候得共、御改後、伊助事入用無之益満新
之丞方江相除申候付、此節御改二付而者、右之通、被仰
付度奉存候、右二準、家内肩書相直申候、

川上四郎兵衛家来

一 当年三拾九歳

前田 次助

川上四郎兵衛家来

川上四郎兵衛家来

前田次助妹

前田三助妻

一 当年式拾四歳

きん

一 当年三拾式歳

まつ

川上四郎兵衛家来

一 当年拾八歳

前田 喜之丞

前田三助男子

右者、去ル寅人別御改之節者、家来前田伊助男子前田喜

一 当年拾八歳

前田喜三左エ門

之丞と被仰付置候得共、御改後、親伊助事入用無之益満

川上四郎兵衛家来

新之丞方江相除申候付、此節、御改二付而者、右之通、

一 当年拾七歳

前田三助娘

しけ

被仰付度奉存候、

川上四郎兵衛家来

前田三助娘

一 当年九歳

たね

一 当年三拾式歳

けさ

川上四郎兵衛家来

前田三助男子

一 当年四歳

前田 嘉左衛門

一 当年拾壹歳

前田 林之助

川上四郎兵衛家来

前田三助娘

一 当年三歳

ふて

一 当年九歳

しな

川上四郎兵衛家来

前田三助娘

一 当年式歳

たけ

一 当年四歳

みよ

右者、三人去ル寅人別御改後出生仕、父者右三助母者右之妻二而直子、別条無御座候間、此節、御改ニ付而者、

右之通、被仰付度奉存候、

川上四郎兵衛家来

前田 与助

一 当年三歳

川上四郎兵衛家来

前田 仲藏

右者、去ル寅人別御改之節者、家来前田伊助三弟二而被

仰付置候得共、御改後、伊助事入用無之益満新之丞方江

相除申候付、此節、御改ニ付而者、右之通、被仰度奉存候、右二準、家内肩書相直申候、

一 当年式歳

川上四郎兵衛家来

前田 権助

右者三人、去ル寅人別御改後出生仕、父者右与助、母右之妻二而直子、別条無御座候間、此節、御改ニ付而者、

右之通、被仰付度奉存候、

一 当年六拾五歳

川上四郎兵衛家来

横山助八

生子

一 当年五歳

横山助八娘

すへ松

川上四郎兵衛家来
横山助八妻

一 当年五拾歳

まつ

右者、去ル寅人別御改後出生仕、父者右助八、母者右之妻二而直子、別条無御座候間、此節、御改二付而者、右之通、被仰付度奉存候、

川上四郎兵衛家来

川上四郎兵衛家来

横山助八男子

一 当年六拾四歳

限元喜助

一 当年式拾五歳

横山市之助

川上四郎兵衛家来

川上四郎兵衛家来

限元喜助男子

一 当年式拾壹歳

けさ松

一 当年式拾九歳

限元喜太郎

川上四郎兵衛家来

川上四郎兵衛家来

横山助八娘

限元喜助二弟

一 当年拾壹歳

萬亀

一 当年六拾三歳

限元新五郎

川上四郎兵衛家来

川上四郎兵衛家来

横山助八男子

限元喜助三弟

一 当年九歳

横山助太郎

一 当年六拾壹歳

限元仲右衛門

川上四郎兵衛家来

川上四郎兵衛家来

横山助八娘

限元喜助三弟

一 当年七歳

けさ鶴

限元仲右衛門妻

川上四郎兵衛家来

一 当年四拾六歳

かめ

川上四郎兵衛家来

川上四郎兵衛家来

限元喜助三弟

川上四郎兵衛家来

限元仲右衛門男子

一 当年五拾七歳

横山 矢助

一 当年式拾三歳

限元 けさ市

右者、去ル寅人別御改之節者、家来横山助次郎男子横山

川上四郎兵衛家来

矢助ニ而被仰付候得共、御改後、親助次郎事、病死仕候

限元喜助三弟限元

間、此節、御改ニ付而者、右之通、被仰付度奉存候、

仲右衛門男子

川上四郎兵衛家来

一 当年拾八歳

限元 仲太郎

一 当年五拾四歳

横山 善助

川上四郎兵衛家来

右者、去ル寅人別御改之節者、家来横山助次郎三男ニ而

限元喜助三弟限元

被仰付置候得共、御改後、助次即病死仕候間、此節、御

仲右衛門男子

改ニ付而者、右之通、被仰付度奉存候、右二準、家内肩

一 当年四歳

限元 小之助

書相直申候、

川上四郎兵衛家来

横山善助妻

仲右衛門娘

一 当年五拾式歳

まさ

一 当年式歳

しな

川上四郎兵衛家来

横山善助男子

右者式人、去ル寅人別御改後出生仕、父者右仲右衛門、
母者右之妻ニ而直子、別条無御座候間、此節、御改ニ付

一 当年式拾七歳

横山 善五郎

而者、右之通、被仰付度奉存候、

川上四郎兵衛家来

川上四郎兵衛家来

横山善助男子

限元喜助妹

一 当年式拾五歳

横山 徳次郎

一 当年四拾九歳

千代亀

川上四郎兵衛家来

一 当年式拾貳歳

横山善助男子

横山善吉

一 当年四拾五歳

横山助五郎

一 当年拾七歳

川上四郎兵衛家来

横山善助男子

横山直次郎

右者、去ル寅人別御改之節者、家来横山助次郎四男二而被仰付置候得共、御改後、親助次郎事、病死仕候間、右助五郎江継目申候二付此節、御改二付而者、右之通、被仰付度奉存候、右二準、家内肩書相直申候、

川上四郎兵衛家来

横山善助男子

一 当年拾五歳

横山岩次郎

一 当年五拾貳歳

てん

川上四郎兵衛家来

横山善助男子

一 当年拾三歳

横山喜太郎

一 当年拾六歳

横山藤次郎

川上四郎兵衛家来

横山善助男子

一 当年拾壹歳

横山善之丞

一 当年拾三歳

横山けさ吉

川上四郎兵衛家来

横山善助娘

一 当年九歳

なか

一 当年拾壹歳

けさ菊

川上四郎兵衛家来

横山善助男子

一 当年七歳

横山善次郎

一 当年八歳

横山岩助

川上四郎兵衛家来

横山助五郎娘

一 当年六歳

まつ

川上四郎兵衛家来

一 当年拾壹歳

横山 安太郎

横山助五郎娘

一 生子
当年四歳

けさ

川上四郎兵衛家来

一 当年九歳

むめ

横山助五郎男子

一 生子
当年貳歳

横山 源次郎

一 生子
当年五歳

横山善太郎男子

横山 二助

右者式入、去ル寅人別御改後出生仕、父者右助五郎、母

者右之妻ニ而直子、別条無御座候間、此節、御改ニ付而

者、右之通、被仰付度奉存候、

川上四郎兵衛家来

一 生子
当年四歳

川上四郎兵衛家来

横山 次郎助

一 当年四拾三歳

横山 善太郎

右者、去ル寅人別御改之節者、家来横山助次郎五男ニ而

被仰付置候得共、御改後、助次郎事、病死仕候間、此節

御改ニ付而者、右之通、被仰付度奉存候、右ニ準、家内

肩書相直申候、

川上四郎兵衛家来

一 生子
当年貳歳

川上四郎兵衛家来

横山 熊次郎

一 当年三拾九歳

きく

横山善太郎妻

横山善太郎妹

者右之妻ニ而直子、別条無御座候間、此節、御改ニ付而

者、右之通、被仰付度奉存候、

一 当年三拾八歳

かめ

右者、去ル寅人別御改之節者、家来横山助次郎娘二而、被仰付置候得共、御改後、助次郎事、病死仕候間、此節御改ニ付而者、右之通、被仰付度奉存候、

一 当年拾四歳

春

田畑熊次郎妹

川上四郎兵衛家来

一 当年拾壹歳

なを

川上四郎兵衛家来

一 当年四拾六歳

竹下 伊右衛門

川上四郎兵衛家来

一 当年五拾四歳

田畑 藤兵衛

竹下伊右衛門男子

一 当年式拾五歳

竹下 伊之助

一 当年三拾三歳

阿くり

一 当年三拾歳

田畑 熊次郎

川上四郎兵衛家来

田畑熊次郎母

一 当年四拾五歳

まつ

川上四郎兵衛家来

田畑熊次郎二弟

一 当年拾八歳

田畑 喜太郎

川上四郎兵衛家来

田畑助次郎妹

一 当年拾六歳

梅

川上四郎兵衛家来

一 当年式拾式歳

さわ

川上四郎兵衛家来

田畑藤兵衛男子

第六部 鹿兒島の古文書

一 当年拾八歳

田 畑 龍太郎

合男女百五人

内

川上四郎兵衛家来
田畑藤兵衛男子

上男三人

一 当年拾六歳

田 畑 藤右衛門

上女三人

川上四郎兵衛家来

上生男一人

田畑藤兵衛男子

上生女一人

一 当年拾壹歳

田 畑 徳四郎

下男女 家来

川上四郎兵衛家来

内

田畑藤兵衛娘

男四拾六人

一 生子
当年四歳

え ひ

女三拾三人

川上四郎兵衛家来

生男拾人

田畑藤兵衛男子

生女八人

一 生子
当年三歳

田 畑 藤次郎

男一人 下人

右者式人、去ル寅人別御改後出生仕、父者右藤兵衛、母者右之妻三而直子、別条無御座候間、此節、御改ニ付而者

合家部拾九

右之通、被仰付度奉存候、

内
家部七士族

川上四郎兵衛家来、

右内拾七 家来

一 当年三拾八歳

渡 瀬 孫兵衛

右内七ツ 下人

川上四郎兵衛下人

合戸数拾九

一 当年五拾七歳

由次郎

内

壺軒 士族

拾七軒家来

壺軒 下人

出人

川上四郎兵衛

禪宗

妹

一 右者去ル寅人別御改之節者、右之通ニ而御座候処、御改後、四番方限士族隈元源之進養子隈元彦介江致縁與候付相除申候、尤、彼方返証文相添差上申候、

川上四郎兵衛

禪宗

娘

右者、去ル寅人別御改之節者、右之通ニ而御座候処、御改後、三番方限士族木場休之丞江致縁與候付、相除申候、尤、彼方返証文相添差上申候、

川上四郎兵衛家来

柏木喜藤次娘

一 帳年拾七歳禪宗

すま

右者、去ル寅人別御改之節者、右之通ニ而御座候処、御改後、御軍艦方附属波江野吉太郎江致縁與候付、相除申候、尤、水夫長和田覺左衛門殿返証文相添差上申候、

川上四郎兵衛家来

一 帳年五拾歳 禪宗 前田伊助

川上四郎兵衛家来

前田伊助妻

一 帳年三拾四歳 禪宗 まさ

右者式人、去ル寅人別御改之節者、右之通ニ而御座候処御改後、四番方限士族益滿新之丞方江相除申候、尤、彼方より之返証文相添差上申候、

川上四郎兵衛家来

横山助八娘

一 帳歳式拾歳禪宗 けさ

右者、去ル寅人別御改之節者、右之通ニ而御座候処、御改後、谷山士族西郷剛左衛門二男西郷彦太郎江致縁與候付、相除申候、尤、小隊長名越源左衛門より之返証文相添差上申候、

川上四郎兵衛家来

横山助八娘

一 帳年拾九歳禪宗 けさ龜

右者、去ル寅人別御改之節者、右之通ニ而御座候処、御改後、谷山士族竹内金助二男竹内金四郎江致縁與候付、相除申候、尤、小隊長名越源左衛門より之返証文相添差上

申候、

死人

右帳内見届候、
午十二月

民事局

人別改所^(印)
○

川上四郎兵衛二男

川上 休次郎

川上四郎兵衛家来

横山 助次郎

一 帳年七拾八歳

右式人、去ル寅人別御改後病死仕候付、相除申候、

右者切支丹宗門就

御太禁、

御藩内中人別御改被仰付候旨、被仰渡趣承知仕候、依之
私家内相改申候処、不審成者無御座候、且一向宗之儀
御家御禁止被仰付候付、是又、奉得其意相改候得共、右
宗旨之者無御座候、自今以後、右両宗不審成者入来候敷、
又者見聞仕候趣も御座候ハ、早速言上可仕候、若、相
違之儀、被聞召上候ハ、御法様次第、可被仰付候、為
後日、如是御座候、以上、

三番方限六番

士族

明治三年午四月

川上四郎兵衛^(印)
○

人別御改所

町田家文書 人別改張

一 当年式拾八歳 禅宗 町田内膳殿内岩下万兵衛 嫡子 岩 下 平 蔵

一 当年式拾式歳 禅宗 二男 町田内膳殿内岩下万兵衛 岩 下 清次郎

一 禅宗 町田内膳殿 一 当年式拾五歳 禅宗 娘 町田内膳殿内岩下万兵衛 とも

一 禅宗 町田内膳殿養子 一 当年拾四歳 禅宗 三男 町田内膳殿内岩下万兵衛 町田 郷十郎 岩 下 憲 悦

右者、未札御改之節者、名越左源太二男名越郷十郎を手札被申請置候処、御改後、依願但馬様より入来院恰様御差次を以、養子被仰付候付、此節、人別御改二付而者、右之通、被仰付度奉存候、尤、名越左源太様、役人稲留七左衛門除証文相添差上申候、

一 当年拾三歳 禅宗 四男 町田内膳殿内岩下万兵衛 岩 下 直次郎

一 当年九拾壹歳 禅宗 町田内膳殿内 岩 下 太左衛門

家中

町田内膳殿内

一 当年五拾歳 禅宗 岩 下 万兵衛

町田内膳殿内岩下万兵衛

一 当年五拾歳 妻

一 当年式拾式歳 禅宗

妻

一 当年三拾三歳 禅宗

町田内膳殿内岩下太左衛門 嫡子 岩 下 吉之進

町田内膳殿内岩下太左衛門 嫡子岩下吉之進

一 当年九歳 禅宗 町田内膳殿内岩下太左衛門
嫡子岩下吉之進嫡子
岩下武之進

一 当年式拾壹歳 禅宗 町田内膳殿内岩下太左衛門
娘

一 当年拾五歳 禅宗 町田内膳殿内岩下太左衛門
娘

一 当年六拾九歳 禅宗 町田内膳殿内
小幡利助

一 当年拾五歳 禅宗 町田内膳殿内
とめ

一 当年六拾九歳 禅宗 町田内膳殿内
小幡利助

一 当年拾五歳 禅宗 町田内膳殿内
とめ

一 当年六拾九歳 禅宗 町田内膳殿内
小幡利助

一 当年拾五歳 禅宗 町田内膳殿内
とめ

一 当年六拾九歳 禅宗 町田内膳殿内
小幡利助

一 当年拾五歳 禅宗 町田内膳殿内
とめ

一 当年六拾九歳 禅宗 町田内膳殿内
小幡利助

一 当年拾五歳 禅宗 町田内膳殿内
とめ

一 当年六拾九歳 禅宗 町田内膳殿内
小幡利助

一 当年拾五歳 禅宗 町田内膳殿内
とめ

一 当年六拾九歳 禅宗 町田内膳殿内
小幡利助

一 当年拾五歳 禅宗 町田内膳殿内
とめ

右、未札御改之節者、町田内膳方小幡作次郎五弟小幡直
助妻と手札申受置候得共、前条同断二付、此節、人別御
改二付而者、右之通、被仰付度奉存候、

一 当年五拾歳 禅宗 町田内膳殿内
本山甚左衛門

一 当年四拾式歳 浄土 禅宗 町田内膳殿内本山甚左衛門
妻

一 当年三拾壹歳 禅宗 町田内膳殿内本山甚左衛門
嫡子
本山熊次郎

一 当年拾九歳 禅宗 町田内膳殿内本山甚左衛門
娘
ため

一 当年式拾五歳 禅宗 町田内膳殿内本山甚左衛門
娘
たね

一 当年拾三歳 禅宗 町田内膳殿内本山甚左衛門
娘
たけ

一 当年拾壹歳 禅宗 町田内膳殿内本山甚左衛門
娘
いん

一 当年九歳 禅宗 町田内膳殿内本山甚左衛門
三男
本山藤次郎

一 当年九歳 禅宗 町田内膳殿内小幡利助弟
小幡直助

一 当年五拾壹歳 禅宗 妻

一 当年拾五歳 禅宗 町田内膳殿内 本山 甚太郎

右、未札御改之節者、町田内膳内本山小次郎嫡子本山甚太郎と手札申受置候得共、御改後、親小次郎病死いたし、甚太郎江家督被申付候二付、此節、人別御改二付而者、右之通、被仰付度奉存候、尤、家内肩書右二準し相直し差上申候、

被仰付度奉存候、

町田内膳殿内

一 当年五拾壹歳 禅宗 本山 勘助

一 当年七拾七歳 禅宗 町田内膳殿内本山勘助

一 当年三拾五歳 禅宗 町田内膳殿内本山勘助 妻

一 当年四拾壹歳 禅宗 町田内膳殿内本山甚太郎 母

一 当年拾四歳 禅宗 町田内膳殿内本山甚太郎 弟

一 当年拾四歳 禅宗 本山 喜八郎

一 当年八歳 禅宗 町田内膳殿内本山勘助 嫡子

一 当年七歳 禅宗 町田内膳殿内本山勘助 二男

一 当年拾貳歳 禅宗 町田内膳殿内本山甚太郎 妹

一 当年拾歳 禅宗 町田内膳殿内本山甚太郎 銀

一 当年七歳 禅宗 本山 熊袈裟

一 当年六歳 禅宗 町田内膳殿内本山勘助 娘

一 当年拾九歳 禅宗 本山 甚蔵

一 当年四歳 禅宗 町田内膳殿内本山勘助 娘

一 当年四歳 禅宗 八重

右、未札御改之節者、町田内膳内本山甚四郎嫡子本山甚蔵と手札申受置候得共、御改後、甚四郎病死いたし、甚蔵江家督被申付候付、此節、人別御改二付而者、右之通

町田内膳殿内本山勘助
三男

一 当年六歳

禅宗

わき
○右之

一 当年式歳 禅宗 本山 助太郎
右五人、御改後致出生、父者勘助、母ハ右妻ニ而御座候
間、此節、人別御改ニ付而者、右之通、被仰付度奉存候、

右式人、御改後致出生、父者彦兵衛、母者。妻ニ而御座
候間、此節、人別御改ニ付而者、右之通、被仰付度奉存候、

町田内膳殿内

一 当年式拾歳

禅宗

町田内膳殿内
鮫 島 宗太郎

一 当年四拾六歳

禅宗

勝 田 彦太郎
町田内膳殿内勝田彦太郎

一 当年四拾歳

禅宗

町田内膳殿内
勝 田 膳兵衛

一 当年六拾三歳

禅宗

母
町田内膳殿内

右、未札御改之節者、町田内膳内勝田彦左衛門養子勝田
新兵衛と手札申受候得共、御改之後、彦左衛門致病死、
新兵衛江家督且改名被申付候間、此節、人別御改ニ付而者、
右之通、被仰付度奉存候、尤、家内肩書、右ニ準シ相直
差上申候、

一 当年三拾八歳

禅宗

勝 田 彦兵衛
町田内膳殿内勝田彦兵衛

一 当年三拾式歳

禅宗

妻
町田内膳殿内勝田彦兵衛

一 当年五拾歳

禅宗

町田内膳殿内勝田膳兵衛
養 母

一 当年拾歳

禅宗

勝 田 彦七郎
町田内膳殿内勝田彦兵衛

一 当年三拾式歳

禅宗

町田内膳殿内勝田膳兵衛
妻

一 当年拾三歳

禅宗

ち か
町田内膳殿内勝田彦兵衛

一 当年拾五歳

禅宗

町田内膳殿内勝田膳兵衛
勝 田 栄 斎

一 当年八歳

禅宗

た ね
町田内膳殿内勝田彦兵衛

一 当年拾三歳

禅宗

二男
勝 田 新之丞

一 当年拾歳 町田内膳殿内勝田膳兵衛 三男 水元 隼人

一 当年七歳 禅宗 勝田新八 町田内膳殿内勝田膳兵衛 四男 妻 水元 隼人

一 当年七歳 禅宗 勝田彦六 右老入、未札御改後致出生、父者膳兵衛、母者妻二而御座候間、此節、人別御改二付而者、右之通、被仰付度奉存候、 町田内膳殿内水元隼人 娘

一 当年式拾歳 禅宗 勝田彦六 右之通、被仰付度奉存候、 町田内膳殿内水元隼人 娘

一 当年式拾歳 禅宗 勝田彦六 右之通、被仰付度奉存候、 町田内膳殿内水元隼人 娘

一 当年拾四歳 禅宗 勝田彦市 町田内膳殿内勝田膳兵衛 二弟 右、未札御改之節者、町田内膳内水元隼人三男水元藤左エ門と手札申受置候得共、御改後、嫡子成被申付候間、此節、人別御改二付而者、右之通、被仰付度奉存候、 町田内膳殿内水元隼人 嫡子

一 当年拾四歳 禅宗 勝田直之進 町田内膳殿内勝田膳兵衛 三弟 水元 藤左衛門

一 当年拾七歳 禅宗 勝田嘉太郎 町田内膳殿内勝田膳兵衛 四男 水元 助七

一 当年五拾七歳 禅宗 勝田彦七 町田内膳殿内 水元 岩之丞

右式人、未札御改後致出生、父者隼人、母者右之妻二而御座候間、此節、人別御改二付而者、右之通、被仰付度奉存候、

町田内膳殿内

一 当年式拾五歳

溝 口 金 七

右、未札御改之節者、町田内膳内水元隼人嫡子水元金七と手札申受置候得共、此改後、別立且名字替被申付候此節、人別御改二付而者、右之通、被仰付度奉存候、

町田内膳殿内

一 当年式拾歳

禅宗 宮 崎 利兵衛

右者、未札御改之節者、町田内膳内水元隼人二男水元藤吉と手札申受置候得共、御改後、別立且名字替被申付候間、此節、人別御改二付而者、右之通、被仰付度奉存候

町田内膳内

一 当年三拾五歳

禅宗 水元 直左衛門

右、未札御改之節者、町田内膳内水元藤助養子水元直左エ門と手札申受置候得共、御改後藤助致病死候付、直左エ門江家督被申付候間、此節、人別御改二付而者、右之通、被仰付度、尤、家内肩書、右二準シ相直シ差上申候

町田内膳殿内水元直左エ門

一 当年六拾五歳

禅宗 養 母

町田内膳殿内水元直左エ門

一 当年三拾八歳

禅宗 妻

右、未札御改之節者、枕山伊織様内兒島伸八娘かめ二而手札申受置候得共、御改後、致縁與入来申候付、此節、人別御改二付而者、右之通、被仰付度奉存候、尤、彼役人浜田祐右エ門除証文相添差上申候、

町田内膳殿内水元直左エ門 妹

一 当年三拾五歳

禅宗 冬

町田内膳殿内

一 当年式拾歳

禅宗 藤崎助右エ門

右、未札御改之節者、町田内膳、水元藤助二男、水元助右エ門と手札申受置候得共、御改後、別立且名字替被申付候付、此節、人別御改二付而者、右之通、被仰付度奉存候、

町田内膳殿内

一 当年拾五歳

禅宗 中 村 金 助

右、未札御改之節者、町田内膳内水元藤助三男水元金助と手札申受置候得共、御改後別立且名字替被申付候付、此節、人別御改二付而者、右之通、被仰付度奉存候、

町田内膳殿内

一 当年四拾三歳

水元 岩助

町田内膳殿内

一 当年三拾五歳

禅宗 水元 吉蔵

町田内膳殿内水元吉蔵

一 当年六拾三歳

禅宗 母

町田内膳殿内水元吉蔵
二弟

一 当年三拾四歳

禅宗 水元 八太郎

町田内膳殿内

一 当年五拾五歳

禅宗 東 吉右衛門

町田内膳殿内東吉右衛門

一 当年四拾三歳

禅宗 妻

町田内膳殿内東吉右衛門
嫡子

一 当年拾五歳

禅宗 東 新之丞

町田内膳殿内東吉右衛門
二男

一 当年拾四歳

禅宗 東 清之進

町田内膳殿内東吉右衛門
娘

一 当年拾式歳

禅宗 雪

町田内膳殿内

一 当年三拾三歳

禅宗 山元 四郎助

右、未札御改之節者、町田内膳内山元幸之進と手札申受
置候得共、御改後、名替被申付候付、此節、人別御改二
付而者、右之通、被仰付度奉存候、尤、家内肩書、右二
準シ相直差上申候、

一 当年六拾五歳

淨上宗
禅宗

町田内膳殿内山元四郎助
母

一 当年式拾九歳

禅宗 大迫 源兵衛

町田内膳殿内

一 当四拾壹歳

禅宗 柏木 喜次郎

町田内膳殿内柏木喜次郎

一 当年四拾九歳

禅宗 養母

町田内膳殿内

一 当年三拾五歳

禅宗 永山 仁之助

町田内膳殿内

一 当年四拾式歳

禅宗 岩下 勘四郎

右、未札御改之節者、町田内膳内岩下伝右衛門と手札申

受置候得共、御改後、名替被申付候付、此節、人別御改

二付而者、右之通、被仰付度奉存候、

一 当年六拾壹歳

禅宗 町田内膳殿内
辻元 新兵衛

一 当年五拾貳歳 禅宗 町田内膳殿内辻元新兵衛 妻

一 当年貳拾歳 禅宗 町田内膳殿内辻元新兵衛 娘

一 当年貳拾歳 禅宗 町田内膳殿内辻元新兵衛 娘

一 当年拾四歳 禅宗 町田内膳殿内前一向宗 つね

一 当年八拾歳 禅宗 町田内膳殿内藤崎金助 藤崎 金助

一 当年貳拾九歳 禅宗 町田内膳殿内藤崎金助 嫡子 なを

一 当年貳拾八歳 禅宗 町田内膳殿内藤崎金助 二男 藤崎 徳右衛門

一 当年貳拾壹歳 禅宗 町田内膳殿内藤崎金助 三男 藤崎 袈裟次郎

一 当年七歳 禅宗 町田内膳殿内藤崎金助 藤崎 助太郎

一 当年六歳 禅宗 町田内膳殿内藤崎金助 藤崎 熊次郎

一 当年五歳 禅宗 町田内膳殿内藤崎金助 五男 藤崎 正之助

一 当年三歳 禅宗 町田内膳殿内藤崎金助 六男 藤崎 栄助

一 当年三歳 禅宗 町田内膳殿内藤崎金助 右四人、未札御改後致出生、父者金助、母者右之妻二而御座候付、此節、人別御改二付而者、右之通、被仰付度奉存候、

一 当年三拾四歳 禅宗 町田内膳殿内 渡辺 金右衛門

一 当年拾貳歳 禅宗 町田内膳殿内渡辺金右衛門 娘 とみ

一 当年拾歳 禅宗 町田内膳殿内渡辺金右衛門 渡辺 政右衛門

一 当年六拾五歳 禅宗 町田内膳殿内 古川町御国居付竹林宗兵衛 後家

一 当年四拾三歳 禅宗 町田内膳殿内 永里 勇太郎

右、未札御改之節者、町田内膳内本国肥後熊本古川町御

国居付永里勇助養子永里勇太郎と手札申受置候得共、御改候後、勇助致病死、勇太郎江家督被申付候付、此節、人別御改二付而者、右之通、被仰付度奉存候、尤、家内肩書右ニ準シ相直差上申候、

町田内膳殿内永里勇太郎

一 当年三拾五歳 禅宗 妻

娘 町田内膳殿内永里勇太郎

一 当年拾九歳 禅宗 きく

娘 町田内膳殿内永里勇太郎

一 当年拾七歳 禅宗 沢

嫡子 町田内膳殿内永里勇太郎

一 当年拾五歳 禅宗 永里 勇之進

右、未札御改之節者、町田内膳内本国肥後熊本古川町御国居付永里采助養子永里勇太郎二男永里勇之進と手札申受置候得共、嫡子清太郎病死いたし候付、勇之進江嫡子成被申付候付、此節、人別御改二付而者、右之通、被仰付度奉存候、

娘 町田内膳殿内永里勇太郎

一 当年拾貳歳 禅宗 きよ

一 当年三拾七歳 禅宗

町田内膳殿内本国肥後熊本古川町御国居付他国出禁止

竹林 喜太郎

一 当年五拾九歳

町田内膳殿内本国肥後熊本古川町御国居付竹林喜太郎

母

一 当年三拾五歳 禅宗

町田内膳殿内本国肥後熊本古川町御国居付竹林喜太郎二弟

竹林 喜左衛門

一 当年三拾四歳 禅宗

町田内膳殿内本国肥後熊本古川町御国居付竹林喜太郎三弟

竹林 喜三太

一 当年貳拾八歳 禅宗

町田内膳殿内本国肥後熊本古川町御国居付竹林喜太郎四弟

竹林 喜平次

一 当年貳拾六歳 禅宗

町田内膳殿内本国肥後熊本古川町御国居付竹林喜太郎妹

しな

一 当年三拾三歳 禅宗

町田内膳殿内

有田 庄兵衛

右老人、未札御改之節者、町田内膳殿内有田仙兵衛養子有田庄兵衛と手札申受置候得共、御改後、仙兵衛致病

死、庄兵衛江家督被申付候間、此節、入別御改ニ付而者
右之通、被仰付度奉存候、尤、家内肩書、右ニ準シ相直
差上申候、

町田内膳殿内有田庄兵衛

一 当年三拾五歳

禅宗

妻

町田内膳殿内有田庄兵衛

一 当年五拾式歳

禅宗

母

町田内膳殿内有田庄兵衛
嫡子

一 当年拾四歳

禅宗

有 田 藤太郎

町田内膳殿内有田庄兵衛
娘

一 当年拾式歳

禅宗

とみ

町田内膳殿内有田庄兵衛
二弟

一 当年式拾七歳

禅宗

有 田 仙太郎

町田内膳殿内有田庄兵衛
三弟

一 当年式拾式歳

禅宗

有 田 貞 助

町田内膳殿内有田庄兵衛
四弟

一 当年拾五歳

禅宗

有 田 宗次郎

町田内膳殿内有田庄兵衛
五弟

一 当年拾三歳

禅宗

有 田 平兵衛

町田内膳殿内

一 当年式拾八歳

禅宗

渡 辺 権右衛門

町田内膳殿内渡辺権右衛門

一 当年四拾八歳

浄土宗

母

町田内膳殿内渡辺権右衛門
妹

一 当年式拾式歳

禅宗

ま つ

町田内膳殿内渡辺権右衛門
妹

一 当年式拾歳

禅宗

は る

町田内膳殿内渡辺権右衛門
妹

一 当年拾八歳

禅宗

け さ 松

町田内膳殿内

一 当年四拾三歳

禅宗

渡 辺 喜次郎

町田内膳殿内渡辺喜次郎
妻

一 当年三拾四歳

禅宗

町田内膳殿内渡辺喜次郎
嫡子

一 当年拾五歳

禅宗

渡 辺 喜兵衛

町田内膳殿内渡辺喜次郎
二男

一 当年拾四歳

禅宗

渡 辺 喜左衛門

一 当年拾三歳 禅宗 町田内膳殿内渡辺喜次郎三男

一 当年拾七歳 禅宗 町田内膳殿内渡辺喜次郎娘

一 当年拾七歳 禅宗 町田内膳殿内渡辺喜次郎娘

一 当年九歳 禅宗 町田内膳殿内渡辺喜次郎四男

一 当年五拾九歳 禅宗 町田内膳殿内永山半兵衛

一 当年四拾貳歳 禅宗 町田内膳殿内永山半兵衛嫡子

一 当年拾五歳 禅宗 町田内膳殿内永山半兵衛二男

一 当年拾四歳 禅宗 町田内膳殿内永山半兵衛

一 当年五拾七歳 禅宗 町田内膳殿内水元吉左衛門

一 当年四拾壹歳 浄土宗 町田内膳殿内水元吉左衛門嫡子

一 当年拾五歳 禅宗 水元 小助

一 当年拾四歳 禅宗 町田内膳殿内水元吉左衛門二男

一 当年拾四歳 禅宗 水元 万助

一 当年拾七歳 禅宗 町田内膳殿内水元吉左衛門娘

一 当年拾七歳 禅宗 町田内膳殿内水元吉左衛門娘

一 当年拾壹歳 禅宗 町田内膳殿内水元吉左衛門娘

一 当年拾壹歳 禅宗 町田内膳殿内水元吉左衛門三男

一 当年拾歳 禅宗 水元 万太郎

一 当年拾五歳 禅宗 町田内膳殿内池之上 藤助

一 当年拾五歳 禅宗 右、未札御改之節者、町田内膳内池之上門太郎嫡子池之上万次郎と手札申受置候得共、御改後、門太郎致病死、万次郎江家督且名替被申付候間、此節、人別御改二付而者

右之通、被仰付度奉存候、尤、家内肩書、右二準シ相直シ差上申候、

一 当年四拾六歳 禅宗 町田内膳殿内池之上藤助 母

町田内膳殿内

一 当年拾四歳

禅宗 岩 元 與次郎

右、未札御改之節者、町田内膳内池之上門太郎二男池之

上與次郎と手札申受置候得共、御改後、別立且名字替被

申付候間、此節、人別御改二付而者、右之通、被仰付度

奉存候、

町田内膳殿内

一 当年五拾歳

禅宗 池之上 善 七

町田内膳殿内池之上善七

一 当年四拾歳

禅宗 妻

町田内膳殿内池之上善七
嫡子

一 当年拾四歳

禅宗 池之上戸右衛門

町田内膳殿内

一 当年拾三歳

禅宗 岩 元 平 助

右、未札御改之節者、町田内膳内池之上善七二男池之上

平助と手札申受置候得共御改後、別立且名字替被申付候

間、此節、入別御改二付而者、右之通、被仰付度奉存候

町田内膳殿内

一 当年三拾五歳

禅宗 安藤 藤右衛門

町田内膳殿内安藤藤右衛門

一 当年三拾五歳

禅宗

妻

町田内膳殿内安藤藤右衛門
娘

一 当年拾歳

禅宗

かね

合現人数

内

上男式人 下男

上女老人 下女

出人

町田内膳殿内

一 札年式拾老歳

禅宗

木 下 竹 次

右、未札御改之節者、右之通、手札申受置候得共、御改

後、小番岩山壮八郎方江永代相除申候、尤、彼方返証文

相添差上申候、

町田内膳殿内水元隼人
娘

一 札年拾四歳

禅宗

た つ

右、未札御改之節者、右之通、手札申受置候得共、御改

後、小番法元太郎左衛門家来水元袈裟吉江為縁與相除申

候、尤、彼方返証文相添差上申候、

合人数百六拾六人

町田内膳殿内山本幸之進
妹

一 札年拾八歳

禪宗

とよ

一 禪宗

養祖母

右、未札御改之節者、右之通、手札申受置候得共、御改

一 札年四拾八歳

禪宗

町田内膳殿内

かね

後、御船手付華田平次郎江為縁與相除申候、尤、脇船頭

一 札年三拾八歳

禪宗

町田内膳殿内

本 山 小次郎

一 札年拾七歳

禪宗

とも

一 札年四拾七歳

禪宗

町田内膳殿内

本 山 貞太郎

右、未札御改之節者、右之通、手札申受置候得共、御改

一 札年五歳

禪宗

町田内膳殿内

銀

後、上浜町名頭池田甚七方江為縁與相除申候、尤、上町

一 札年六拾四歳

禪宗

町田内膳殿内

勝田 彦左衛門

一 札年式拾歳

禪宗

たつ

一 札年八歳

禪宗

町田内膳殿内

その

右、未札御改之節者、右之通、手札申受置候得共、御改

一 札年六拾七歳

禪宗

町田内膳殿内

水 元 藤 助

後、下納屋町名頭吉村文右衛門兄林太郎方江為縁與相除

一 札年六拾七歳

禪宗

町田内膳殿内

水 元 岩 助

外二死人

町田内膳殿

一 禪宗

養 母

一 札年九拾歳

禪宗

町田内膳殿内

水 元 吉 蔵

町田内膳殿

町田家文書

町田内膳殿内

町田内膳殿内

一 札年式拾六歳

禪宗 上原 喜兵衛

一 札年五拾歳

禪宗 池之上 門太郎

町田内膳殿内

町田内膳殿内

一 札年四拾四歳

禪宗 柏木 金蔵

一 札年六拾五歳

禪宗 小幡 仙次郎

町田内膳殿内 柏木喜次郎

町田内膳殿内

一 札年七拾式歳

禪宗 養祖母

一 札年八拾三歳

禪宗 本山 甚四郎

町田内膳殿内 藤崎金助娘

町田内膳殿内 藤崎金助妻

一 札年八歳

禪宗 たけ

一 札年五拾歳

禪宗 申年 妻

町田内膳殿内 渡辺金右工門

一 札年拾九才

禪宗 妻

右同 拾式歳

篠原 吉太郎

町田内膳殿内 本国肥後熊本 古川町御国居付

一 札年六拾式歳

禪宗 永里 勇助

右同 九歳

すみ

町田内膳殿内 本国肥後熊本 古川町御国居付 永里勇助養子 永里勇太郎

一 札年拾三歳

禪宗 永里 清太郎

右同 七歳

なか

嫡子

右同 五歳

篠原 新次郎

町田内膳殿内 他国出禁止

一 札年五拾歳

禪宗 有田 仙兵衛

右同 三歳

みつ

町田内膳殿内 渡辺権右衛門祖父

一 札年七拾六歳

禪宗 渡辺 金右衛門